

官報 号外

平成二十年十一月二十六日

○第百七十回参議院会議録第十号

平成二十年十一月二十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十号

平成二十年十一月二十六日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(平成十九年度決算の概要について)

第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 國務大臣の報告に関する件(平成十九年度決算の概要について)

財務大臣から発言を求められております。発言を許します。中川財務大臣。

(國務大臣中川昭一君登壇、拍手)

○國務大臣(中川昭一君) 平成十九年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成十九年度の一般会計の決算につきましては、歳入の決算額は八十四兆五千五百三十四億円余、歳出の決算額は八十一兆八千四百二十五億円余であり、差引き二兆七千九百九十九億円の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、既に平成二十年度の一般会計の歳入に繰り入れております。

なお、平成十九年度における財政法第六条の純剰余金は六千三百九十九億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額八十三兆八千四百一十一億円余に比べて七千四百九十二億円の増加となります。この増加額には、前年度剰余金受入額が予算額に比べて増加した額二兆一千三百八十六億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純減少額は一兆三千八百九十三億円余

となります。

一方、歳出につきましては、予算額八十三兆八千四百一十一億円余に、平成十八年度からの繰越額二兆一千三百五十一億円余を加えました歳出予算現額八十五兆九千三百九十三億円余に対し、支出済歳出額は八十一兆八千四百二十五億円余であり、その差額は四兆九百六十七億円余となり、このうち平成二十年度への繰越額は二兆七百五十五億円余であり、不用額は二兆二百十二億円余となっております。

なお、歳出のうち、予備費につきましては、その予算額は二千五百億円であり、その使用額は五百九十七億円余であります。

次に、平成十九年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算のとおりでございます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額につきましては、平成十九年度末における債務額は九百四兆一千四百三十三億円余であります。

このうち、公債につきましては、平成十九年度末における債務額は六百八十四兆三千九百五十六億円余であります。

次に、平成十九年度における国税収納金整理資金の受入れ及び支払につきましては、同資金への収納済額は六十二兆七千三百七十七億円余であり、一般会計の歳入への組入額等は六十一兆九千六百八十六億円余であります。

次に、平成十九年度の政府関係機関の決算であります。その内容につきましては、それぞれの

決算書のとおりでございます。

次に、国の債権の現在額につきましては、平成十九年度末における国の債権の総額は三百六兆六千六百九十三億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額につきましては、平成十九年度末における物品の総額は十兆八千八百十九億円余であります。

以上が平成十九年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(江田五月君)

ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。藤末健三君。

(藤末健三君登壇、拍手)

○藤末健三君 民主党の藤末健三です。

民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して、平成十九年度決算検査報告について政府に御質問申し上げます。

初めに、最近混迷を招いている麻生総理の今までの六つのぶれている迷走発言について質問します。

一つ、二次補正予算及び関連法案の年内提出、二つ、消費税増税、三つ、定額給付金、四つ、一兆円の地方交付税、五つ、日本郵政株式会社の株式売却、そして六つ目に、地方機関の統廃合について、この参議院本会議で麻生総理が国民の皆様

に明確にしていだくよう求めます。

まず、一つ目の二次補正予算案提出について質問します。

麻生総理は十月三十日に政府の追加景気対策を発表されました。このとき総理は、これから年末にかけて中小企業の資金繰りは苦しくなります、第一次補正で緊急信用保証枠を六兆円としましたが、中小企業、小規模企業の資金繰りをより万全なものとするために私の指示で二十兆円までこの枠を拡大しますと、二次補正が年内に中小企業のために必要だとおっしゃいましたが、昨日、記者団に、経済対策はこれで足りるはずだと思いますが、問題は年度末、年末とは違いますからねと発言されました。何を根拠にこのように発言が変わったのでしょうか、麻生総理、明確にお答えください。

また、十一月二十三日の新聞報道によると、財務省幹部が二次補正を今国会中に出せと言われれば出せると発言しているようです。にもかかわらず、麻生総理は、昨日、記者団に二次補正予算については年明け早々に提出するのが適切だと考えておりますと発言されましたが、これは大きな問題です。

我が民主党の小沢代表は、二次補正予算について、十一月十七日に、常識的な予算案が提出されれば審議をし、国会としての結論を得ることを代表の責任を持って約束するとしています。

総理が国民に約束した二次補正予算をなぜ提出しないのか。今からでも遅くありません。今国会に二次補正予算の提出を求めますが、麻生総理、明確に答弁ください。

二つ目に、消費税増税について伺います。追加景気対策を発表した十月三十日に、総理は、大胆な行政改革を行った後、経済状況を見た

上で、三年後に消費税の引上げをお願いしたいと考えておりますと消費税増税に言及されましたが、十一月五日の衆議院財務金融委員会において、少なくとも全治三年と申し上げたが、状況はかなり厳しいと発言を変えられました。どちらが麻生総理の本心なのか、はっきりさせていただけないでしょうか。定額給付金を配つても、結局、消費税を増税するのであれば、国民は給付されたお金を貯蓄してしまい、消費は増えないことになります。総理の消費税についてのお考えを明確にお聞かせいただきたいと思っています。

三つ目に定額給付金です。この定額給付金についても疑問があります。この定額給付金は、景気対策なのか、生活対策なのか、それとも選挙対策なのか、政策としての位置付けが明確ではありません。総理はこの点を明確にしてください。

もし、景気対策だとすると、九年前の定額給付金、地域振興券の経済効果は、ばらまかれた金額の三二%と経済企画庁に分析されています。つまり、今回二兆円をばらまいても、経済効果は六千億円程度、経済をわずか〇・一%底上げするにすぎません。景気対策として優位性があるのかどうか、総理、明確にしてください。

そして、定額給付金の所得制限のやり方については、地方に丸投げになりました。報道によると、総理は、だって地方分権なんだからよろしいんじゃないですかと他人事のようにおっしゃったようですが、国の政策である以上、国がすべて責任を持つべきです。総理は国の責任と地方の困惑をどのように考えているのか、答弁ください。

また、報道によると、全世帯、全国民がもらえることを大原則にしなければならぬと発言された鳩山総務大臣、生活支援を必要としないうちに給付するのはおかしいと発言された与謝野財政担当大臣、この定額給付金の迷走ぶりについて、それぞれどのようにお考えでしょうか、お答えください。

四つ目に、地方交付税一兆円に移らせていただきます。

十月三十日に総理は、道路特定財源の一般財源化に際しましては、一兆円を地方に移しますと発言されました。その後、十一月十九日には、交付金は何でも使えそうに見えるけど、うそだから、地方が使いやしい交付税として一兆円と僕は言ったと記者の方々に発言されながら、翌二十日には、自由に使えるなら何でもいい、交付税でなくとも別に構わない、今だって交付金と書いてあると発言は後退しました。総理が発言された一兆円が従来の地方道路整備臨時交付金約七千億円と別枠なのか、それとも合計で一兆円なのか、そして、その予算は交付金なのか、交付税なのか、総理はここでどちらか明確に答弁ください。

また、国土交通大臣と総務大臣は、総理の発言に対してどのようにお考えですか。お答えください。

五つ目が、日本郵政株式会社の株式売却です。報道によると、十一月十九日に、株価が下落している現状を踏まえ、日本郵政株式会社の株式について、高くなつてから売るのが当たり前、凍結した方がいいと総理は記者団に明言されました。そして翌日、今一番安くなつてきているのに何で売る

のという話をした、それだけ、と発言を全く変えておられます。総理と郵政民営化に反対された野田消費者行政担当大臣は、日本郵政株式会社の株式売却凍結に反対なのか賛成なのか、方向性も含めて明確に示してください。

六つ目、最後の迷走は地方機関の統廃合です。年間五兆円以上の税金が公務員の方々の人件費に使われています。組織の統廃合や業務の地方への移管などにより、大幅に人件費を削減できそうです。報道によると、総理は、十一月六日、国土交通省の地方整備局八局と農林水産省地方農政局七局の統廃合、地方移管を地方分権改革推進委員会の丹羽氏に対し、廃止する方向で進めていただきたいと指示され、丹羽氏も基本的に廃止の方向で同意をいただいたと発言されておりました。しかし、それもまたすぐに総理は、統廃合と指示したと変わりました。どちらの発言が総理の真意か、明確に答弁ください。

一方、会計検査院が行った平成十九年度決算検査報告で見付かった税金の無駄遣いは九百八十一件、金額は千二百五十三億六千一十万円にもなります。これは前年比で、件数で二倍以上、金額で四倍以上になります。そのような大幅な増額の理由をお聞かせください。もっと早くから対策を講じていれば更に税金の無駄遣いが見付かったのではないのでしょうか。総理、答弁ください。

なお、会計検査院の検査は、国の会計経理や契約等の検査を行うものです。本年度の検査では、全三万四千三百三十六か所中、三千三百三十三か所、全体の九・七%、一割を検査しただけで一千億円以上の無駄遣いを見付けています。しかし、

これはほんの一部の検査にすぎません。

一方で、十二道府県では預けと呼ばれる裏金づくりのほか、架空発注等が横行する実態も明らかになりました。今回は国の補助金が使える事業だったため、会計検査院が立入りし発覚する事態となりましたが、これは氷山の一角と言わざるを得ません。

一千億円以上の無駄遣い、そして地方の補助金不正経理の横行に対して、総理はどのようにお考えでしょうか。また、今後、どのように対処していくつもりか、併せてお答えください。

国、地方とも、この会計検査院の検査体制をより強化すべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

また、いまだに決算検査報告にも天下り機関への随意契約の比率が高いことが指摘されていますが、政府はどのような対応を取るのか、麻生総理、明確にしてください。

さらに、予算書と決算書との項目が違い、予算に従い決算がどう使われているか追跡分析できないことが大きな問題です。例えば、予算書は決算報告書の五、六倍の厚さがあります。つまり、予算書は詳細まで金額が書かれていますが、決算書はそれを一くりにした金額しか示されていません。今の決算書のままでは予算書との対比がしにくく、改善を求めますが、総理、いかがお考えでしょうか。

例えば、年間十二兆六千億円もの税金が四千七百の天下り機関に流れ、そこで二万七千人の官僚OBが養われていることを明らかにしたのも民主党です。また、民主党が要請した天下り先法人に

関する予備的調査によつて、平成十八年度に政府から発注された事業のうち、競争入札によらない随意契約が約五兆七千億円に達し、契約全体の九八%も占めたことも明らかになりました。

なぜ無駄遣いの指摘が増えたのか。その原因の一つとして、昨年、参議院で我が民主党が第一党にならせていただいたことが挙げられます。つまり、参議院で法案審議の主導権を我々が取ったことにより、今まで政府が出さなかった契約書や資料を民主党に提出され、数多くの税金の無駄遣いを見付けることが可能となったからです。

そして、我々は、政府の無駄遣いの現場に赴き、社会保険庁のゴルフ練習場、マッサージチェアなどへの無駄遣い、道路財源から巨額のタクシー代や高額な慰安旅行に支出されたことなど、様々な無駄遣いを見付けてきました。私自身も社会保険庁の事務センターに直接赴き、年間一兆円近いコンピュータシステムの支払が契約書もなく行われてきた事実、百二十人しかいない地方の河川国道事務所に車が百台あり、そのうち十九台に運転手が付き、そのうち一人の運転手は月に二十キロしか運転しなかったという事実を現場で見付けてきました。このように、議員が自ら現場に乗り込んでチェックするだけでも相当の税金の無駄遣いを見付けることができます。

私は確信します。我々民主党が政権を獲得させていた初めて、官僚による支配としがらみにまみれた惰性の政治に終止符を打ち、政府の大掃除、つまり税金の無駄遣いの一掃を行うことができることを。

さて、税金の無駄遣いを抑えるとともに大切な

ことは、景気を良くして税収を増やすことです。しかしながら、現在、百年に一度と言われる金融危機が我が国経済にも大きな影響を与え、税収が落ち込むことは確実となっています。

特に、中小企業の現状は非常に苦しいものです。本当年を越えるかどうかという企業経営者に私は数多くお会いしました。十月の倒産件数は今年最多になり、十月の景気判断指数は二〇〇一年以降最悪となっています。十月に行われた横浜市の調査によると、七一・一%の中小企業は年内の資金繰りが厳しくなると回答しています。今、中小企業への融資を保証する信用保証協会は資金繰りの方でいっぱいです。大阪の信用保証協会は審査に六時間も待たなければいけない状況です。長時間待つて、結局は保証を得られない方々がたくさんおられます。

報道によると、総理は昨日、一次の景気対策というものは、補正予算も成立し執行に入つておる段階であります、順調に執行がされていると聞いておりますと発言されていますが、このような中小企業の極めて厳しい現状をどう認識しているか、企業経営者であられた総理に是非お答えいただきたいと思っています。

政府の中小企業対策の遅れにより、我が国の経済が失速し、会社が倒産し、失業者が増えたとき、その責任を総理が取る覚悟があるのか、明確な答弁を求めます。

先日、会社を経営する知人と会いました。彼から、経営不振から三十人のうち半分の社員に辞めてもらった、しかし経営状況を知っている社員はだれも文句を言わなかったと聞きました。本当年

つらそうに語るその知人の顔を私は忘れることができせん。多くの中小企業で同じようなことが起きているはずですよ。

一方、株価の下落と円高は、我が国の雇用に大きな影響を与えています。先日公表された自動車メーカーの派遣社員の解雇数は、五社だけで何と一万人近くになります。また、電機メーカーも一工場当たり数百人規模の派遣社員の削減を次々と公表しています。多くの方々が年を越せるかどうかという状況です。特に、十代後半の若者は七二%が派遣社員など非正規雇用です。多くの若者が仕事を失う不安に駆られています。このことを麻生総理はきちんと認識されておられますでしょうか、お答えください。

また、この日曜日、私は中小企業の従業員の方から、会社の経営不振からまじめに働いている同僚が解雇されたという話をお聞きしました。辞めさせられた方が、ありがたうございました。頑張つて仕事を探しますという手紙を残されたという、私は本当に胸が痛くなりました。

多くの中小企業、そしてそこで働かれている方々は、本当年を越えるかどうかという状況にあります。私は、それぞれの人が与えられた場所ので安心して精いっぱい頑張れるようにするのが政治の役割だと考えます。

我々民主党の景気対策は一時しのぎの選挙対策ではありません。一般会計と特別会計を合わせて年間二百二十二兆円もの政府支出があります。この二百二十二兆円から無駄遣いをなくし、医療、介護、子育てなどの福祉、また教育、雇用といった生活に予算を手当てするのが我が民主党の景気対策です。

百年に一度の危機であるからこそ、たらい回しの政權ではなく、選挙で国民の信任を得た政權でなければこの危機に対応することはできません。一日も早い解散・総選挙を求めますが、総理、いかがでしょうか。

最後に、国民の皆様申し上げます。

是非とも皆様の声で総選挙を行わせ、官僚依存でも何と変えられない自民党か、それとも生活第一で抜本的に予算の配分を変える民主党かを選んでください。そして、我々民主党にこの経済的に政治的に危機的な状況の立て直しをさせていただきたいと思ひます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣 麻生太郎君 藤末議員から十五問ちょうだいをしております。

まず最初に、第二次補正予算における発言についてのお尋ねがありました。

中小企業の資金繰り対策は、借り手側、貸し手側に分けて考える必要がありますが、年末は、借り手側対策として、一次補正で用意した信用保証六兆円、セーフティーネット貸付け三兆円の合計九兆円に対応をしたいと存じます。他方、貸し手側対策としては、現在参議院で御審議をいただいております金融機能強化法の早急な成立が必要だと考えております。

いずれにしても、中小企業の資金繰り対策につきましましては一貫して重視してきたところであり、その姿勢は何ら変わることはございません。補正予算の提出時期に關してお尋ねがありました。

第二次補正予算につきましては、生活対策の予算化、また金融機能強化法が成立した場合の予算化、二十年度税収の大幅減への対応などを考えており、これらを併せて確定いたしますのは十二月二十日ごろになると考えられております。これら三点をまとめた二次補正予算を国会に提出し、国民の前に示すことが適切であり、分かりやすいとも考えております。そのため、補正予算につきましては、一月上旬に通常国会を開き、早期に成立させる方がよいと考えております。

消費税についてのお尋ねがありました。

私は、日本経済は全治三年と申し上げましたが、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長という三段階で経済財政政策を進めてまいりたいと考えております。

現在のところ、世界の金融・資本市場は、言われまじうに百年に一度とも言われるような危機に陥っており、当面は、生活対策に基づいて自律的な内需拡大を通じた景気回復を最優先で図りたいと考えております。その上で、中期的に、持続可能な社会保障を構築し、国民の将来への安心を確かなものとするために消費税の引上げが必要であると考えております。

私は、そうした意味で、生活対策を発表したときから、大胆な行政改革を行った後、経済状況を見た上で三年後に消費税の引上げをお願いしたいと申し上げており、この方針も一貫しておると考えております。

定額給付金の位置付け及び景気対策としての優位性についてお尋ねがありました。今回の生活対策におけます定額給付金は、景気

後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施するものであります。生活対策における重要な施策の一つだと考えておるところです。低所得者にも広く公平に行き渡ることから、景気後退や物価高騰などの生活の不安に直面する多くの家計にとつて緊急支援としての迅速な効果が期待され、また、一般論で申し上げれば、消費を増やす効果があるとも考えております。

郵政の株式処分についてのお尋ねがありました。先日の発言は、日本郵政グループの株式処分について、凍結法案の賛否にかかわらず、現下の金融経済情勢を踏まえ慎重に対応すべきだという趣旨で申し上げたものであります。郵政民営化自体をどうするかどうかという議論では全くありません。現在、郵政民営化委員会において三年ごとの見直しを行っております。その意見などを踏まえ、民営化後の状況を十分に検証し、改善すべき点は改善してまいりたいと考えております。

次に、国の責任についてのお尋ねがありました。今回の定額給付金の給付は、事業主体は市町村であります。制度の構築につきましては国が責任を持つて行うものであります。それに要する経費につきましては国が全額措置することといたしております。

十一月六日に私が丹羽委員長に申し上げたのは、国の出先機関につきまして、国と地方の二重行政を排除し、出先機関を住民の目の届くものにするなどの観点から抜本的な統廃合をしてほしいということであり、当初から一貫的なことを申し上げてきております。組織の見直しの具体案につきましましては、現在、地方分権改革推進委員会を検討しているところであり、委員会の勧告を私が直接受け取り、決断をいたしたいと考えております。

また、給付に際し所得の高い方を除外することにつきましましては、市町村が希望する場合にはその意思を尊重することとしたものであり、丸投げという批判は当たらないと存じております。

十一月六日に私が丹羽委員長に申し上げたのは、国の出先機関につきまして、国と地方の二重行政を排除し、出先機関を住民の目の届くものにするなどの観点から抜本的な統廃合をしてほしいということであり、当初から一貫的なことを申し上げてきております。組織の見直しの具体案につきましましては、現在、地方分権改革推進委員会を検討しているところであり、委員会の勧告を私が直接受け取り、決断をいたしたいと考えております。

次に、道路特定財源の一般財源化について質問がありました。

私は、一般財源化に際し一兆円を地方に移す方針を明らかにいたしております。その際には、地方が一番使いやすい方法であること、また、現在地方が受け取っている金額を下回ることのないようにすることと申し上げております。具体的な内容につきましましては与党で議論をしていただいております。

私は、一般財源化に際し一兆円を地方に移す方針を明らかにいたしております。その際には、地方が一番使いやすい方法であること、また、現在地方が受け取っている金額を下回ることのないようにすることと申し上げております。具体的な内容につきましましては与党で議論をしていただいております。

私は、一般財源化に際し一兆円を地方に移す方針を明らかにいたしております。その際には、地方が一番使いやすい方法であること、また、現在地方が受け取っている金額を下回ることのないようにすることと申し上げております。具体的な内容につきましましては与党で議論をしていただいております。

私は、一般財源化に際し一兆円を地方に移す方針を明らかにいたしております。その際には、地方が一番使いやすい方法であること、また、現在地方が受け取っている金額を下回ることのないようにすることと申し上げております。具体的な内容につきましましては与党で議論をしていただいております。

私は、一般財源化に際し一兆円を地方に移す方針を明らかにいたしております。その際には、地方が一番使いやすい方法であること、また、現在地方が受け取っている金額を下回ることのないようにすることと申し上げております。具体的な内容につきましましては与党で議論をしていただいております。

検査報告の指摘に対してどう改善していくのかとお尋ねがありました。

政府としては、今般の決算検査報告における指摘を真摯に受け止め、無駄を徹底して排除し、国民の信頼を取り戻す必要があろうと存じます。このため、先般、各閣僚に対して、検査報告事項について確実に改善するよう求めるとともに、その結果を平成二十一年度予算などに反映するよう指示したところです。

また、地方公共団体における補助金の不適正な経理につきましては、地方分権を進める中で、地方行政に対する国民の信頼を著しく損ね、甚だ遺憾であります。今回の事案を受け、先般、総務省よりすべての地方公共団体に対し、経理処理の点検や監査などの監視機能の強化を通じ、適正かつ公正な財務運営の確保を求めたところであります。

会計検査院の検査体制の強化についてのお尋ねもありました。

政府としては、会計検査院の検査機能の重要性については十分に認識をしており、検査活動が円滑かつ厳正に行われ、その機能が十分発揮できるよう、検査体制の充実強化について今後も引き続き十分に配慮していきたいと考えております。

随意契約についてのお尋ねがありました。

随意契約の見直しにつきましては、各府省が定めた随意契約見直し計画を着実に実施するとともに、全府省にすべての契約の監視を行う第三者機関を設置するなど、見直しを鋭意進めてきたところでもあります。こうした取組を通じて、随意契約の競争性、透明性を高めることにより、発注元

府省などの退職者の再就職先機関との随意契約についても適正化を図っていくことが重要だと考えております。

今の決算書では予算書との対比がしにくいとお尋ねがあつておりました。

決算書の作成に当たりましては、財政法の規定により予算と同一の区分により作成をしております。御存じかと思いますが、経済財政運営の基本方針二〇〇七にもありますが、政策ごとに予算、決算を結び付ける予算書、決算書の見直しを平成二十年度予算より実施をいたしているところでもあります。今後とも、できる限り国民に分かりやすい形で予算及び決算をお示しすることが重要と考えており、更に分かりやすいようなものにする工夫を凝らしてまいりたいと存じます。

中小企業経営の厳しい状況につきお尋ねがありました。

現在、多くの中小・小規模企業が資金繰りに苦しみ、大変厳しい状況にあるものと考えております。このため、先般の補正予算で用意した九兆円の保証及び融資により、年末の資金繰りにこたえます。

緊急保証につきましては、先月末執行を開始し、昨日までの十六日間の営業日のうち、一万九千件、四千五百億円の保証を行ったところでもあります。あわせて、全国九百か所の緊急相談窓口を設置するなど、中小企業の方々の目線に立ち、かつ迅速な執行に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

こうした借り手側の対策だけでなく、貸し手側による急速な貸し渋りや貸しはがしを回避しなけ

ればなりません。そのために、現在参議院で御審議をいただいております金融機能強化法改正案につきましては、一刻も早い結論を出していただくよう、お願いを申し上げる次第でもあります。

中小企業対策に対する責任についてのお尋ねがありました。

今、我々は百年に一度とも言われる経済危機の中にあります。私はこの危機に正面から取り組み、責任を果たしてまいりたいと考えております。特に中小企業対策につきましては、この世界的な危機を乗り越えるため、万全を期する決意であります。

あわせて、金融機能強化法の改正案については、現在参議院で審議をされております。この法案につき一刻も早い結論を出していただきますよう、重ねてお願いを申し上げておる次第であります。

非正規労働者の雇用の安定に関するお尋ねがありました。

雇用情勢が下降局面となる中、非正規労働者を始めとする雇用の安定の確保は重要な課題であると認識をいたしております。このため、先般取りまとめた生活対策に基づき、若者の雇用支援を強化するとともに、雇用保険のセーフティーネット機能の強化について検討を進めております。さらに、企業におきましても労働者派遣法などの労働関係法令が遵守されるよう徹底をしてまいります。

最後に、解散・総選挙についての御指摘がありました。解散の時期につきましては、これまでも申し上げて

ておりますように、いろいろな要素を踏まえて判断をしたいと考えております。

〔国務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(鳩山邦夫君) 定額給付金に関する議論についてお尋ねがありました。

私は、従来から、麻生総理大臣が十月三十日の記者会見で述べられた、給付金方式で全世帯に実施しますという形が望ましいと思っております。やはり、総理の記者会見での最初のお約束というのが一番大事だと思っております。

与党合意の趣旨は、すべての方に給付するシンブルな仕組みを通常のものとしながらも、市町村が希望する場合には所得の高い方を対象外とすること、これを排除しないとしたものと考えております。私としては、与党合意の趣旨の範囲内において基本的には全世帯実施が望ましい旨を繰り返し申し上げているものであり、決して迷走はしておらないと思っております。

それから、道路特定財源の一般財源化に際し、一兆円を地方に移すということについてのお尋ねがありました。

一兆円の具体的な内容につきましては、総理の指示に従って、今後必要な検討を進めていくこととしております。私としては、地方財政の厳しい状況や都市部と地方との格差の拡大などの状況を考えますと地方交付税が望ましいと思っておりますが、いずれにしても、総理の御答弁にありましたように、現在与党において議論が行われており、これを踏まえ、政府・与党において取りまとめていく必要があると考えております。

ただ、今日も、今先ほど総理大臣が地方が一番使いやすい方法とおっしゃいましたので、この点を大事にしていきたいと思っております。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣与謝野馨君 定額給付金についてお尋ねがありました。

定額給付金については、決定した内容を政府として整然と実行していくことが必要であると考えております。

なお、定額給付金の具体的な実施方式については、総務省において検討が進められているものであります。

以上です。(拍手)

(国務大臣金子一義君登壇、拍手)

○国務大臣(金子一義君) 一兆円の具体的な内容につきましては、総理の指示に従って、今後必要な検討を進めていくこととしております。

地方道路整備臨時交付金は、法律上、税収と連動する制度設計となっておりますので、道路特定財源の一般財源化に伴い、その取扱いを検討することが必要であります。

いずれにしても、高い地方の道路整備のニーズにこたえ、地方の道路整備に支障を及ぼすことがないような必要な道路予算を確保することが必要であると考えており、一兆円の具体的な内容については、この点を踏まえ、与党とも精力的な調整を行い、年末までに検討をしてまいりたいと思っております。(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇、拍手)

○国務大臣野田聖子君 御質問につきまして、私の所管外であることをお断りさせていただきます。

いた上でお答えさせていただきます。

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式の売却は持ち株会社たる日本郵政株式会社が行うものであります。同社の西川社長は昨日の参議院総務委員会、上場時期を選ぶことが大事、適正な価格で株式を処分できるよう市場環境を十分見極めていくとの趣旨の答弁をされております。

そもそも郵政民営化法では、郵政民営化委員会におきまして三年ごとの見直しを行うことになっております。

私としては、当面これらの検討作業を見守ってまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) 西島英利君。

(西島英利君登壇、拍手)

○西島英利君 私、自由民主党を代表して、平成十九年度決算について、総理大臣に質問をいたします。

本題に入ります前に、外国訪問の成果について伺います。

総理、二週連続の外国訪問、大変お疲れさまでした。金融サミット、APEC首脳会議共に金融危機への対応が議論されました。特に、金融サミットでは、総理は、失われた十年から復活した我が国の経験と知恵を生かした提案をされ、IMFに対する一千億ドルの融資表明等をされたのであります。こうした総理の主張が反映され、首脳会合宣言が取りまとめられたと理解するものであります。

そこで、冒頭、一連の外国訪問の成果について、麻生総理にお尋ねいたします。

次に、総理発言について伺います。

十一月十九日の全国知事会議で、地方の医師不足問題に関連をして、医師に関して、社会的常識がかなり欠落している人が多いと発言されたとき大きく報道されました。国民は耳を疑い、当事者である医師も日本医師会を通じ、総理に対して抗議を表明いたしました。前後の経緯が分かりませんが、総理の発言は国民がどう理解し、どう受け取ったのが重要であると思います。

そこで、この総理の発言の真意を改めて伺いたいします。

あわせて、医師不足の問題、二千二百億円の抑制が原因の一つと言われる医療崩壊の危機の問題について、総理のお考えをお伺いいたします。

それでは、本題に入ります。

まず、十九年度決算等について伺います。

十九年度の税収は見込みより一兆五千三百二十八億円減収する一方、歳出を圧縮した結果、六千三百十九億円の純剰余金が発生しております。

そこで、このような十九年度の決算の実績に関して、総理の御所見を伺います。

また、二十年度の税収見込みは五十三兆五千五百四十億円ですが、半期の九月末現在、十三兆三千三百七十四億円であり、その進捗率は二五％、昨年同月比九五％と、なかなか税収確保が順調にいったいない状況です。

そこで、その理由と今後の税収見通しについて伺います。

次に、十九年度決算検査報告について伺います。

検査報告では、掲記件数は昨年の二倍以上の九

百八十一件、指摘金額は昨年の約四倍の千二百五十三億六千万円に上り、両者とも過去最高となりました。

そのうち、法令違反等の不当事項は八百五十九件、約三百七十七億円に上り、昨年と比較して大幅に増加しております。毎年のように労働保険などの保険料の徴収不足や過大な支出事例が指摘されており、国が損害を被った事例や行政による無駄遣いが後を絶たない事態に対し、甚だ遺憾と申さざるを得ません。

また、今回の報告により、昭和二十一年度から平成十八年度の会計検査院報告に指摘された不当事項のうち、是正措置が未済となっているものは四百六十五件、約百三十一億八千万円に上っている事態が明らかになりました。会計検査院には、検査の指摘にとどまらず、その後のフォローアップ体制の強化などを図っていただきたい。また、政府には、指摘に対し、速やかに金銭を返還させるなど、早期の是正措置をとるよう強く要請をしておきます。

そこで、十九年度の決算検査報告の指摘に対して、どのように改善をしていかれるのか。あわせて、是正措置が未済となっているものへの対応について、総理の御所見を伺います。

次に、地方自治体の不適正経理問題を伺います。

今回の調査の結果、検査したすべての十二道府県において不適正な経理処理等が行われていたことが発覚しました。その総額は、国庫補助金の五億五千六百万円を含め、十一億三千七百万円に上っております。例えば、架空発注をして業者に

代金を保有させておく預け金といった不適正な経理処理が一億円超見られました。

このような裏金づくりを行っていたケースも見られたことから、地方自治体には、監査体制に甘い面があった、公務員に公金意識の欠如があったと指摘せざるを得ません。地方分権を推し進めていくためには、国民の支持が不可欠であり、地方自身が、監査体制の強化や規律の確保などを行い、是非とも再発防止を図っていただきたい。

我々も、不適正経理問題にしっかりと対処してまいります。具体的には、いわゆる裏金づくりなどを目的とする不正行為に対する罰則の新設等を検討しております。

そこで、政府としては、今回の指摘を踏まえ、この不適正経理問題にどう対処されるのか、総理にその方針を伺います。

また、この要因の一つとして、補助金を年度内に使い切らなければ減額されるおそれがあるなどといった制度上の問題があるとの指摘もござい

ます。そこで、こうした指摘に対し、どのような所見をお持ちか、総理に伺います。

次に、随意契約について伺います。

会計検査院は本院の検査要請にこたえて、各省庁が締結している随意契約や独立行政法人の契約等の状況に関する会計検査の結果を国会に報告いたしました。

その中で、各省庁の退職者で随意契約先公益法人に再就職している者は九千九百九十六人。こうした各省庁の再就職者が在籍している公益法人は、在職していない公益法人と比較して、一法人当た

りの随意契約支払金額は約八倍、契約件数が約四倍もの開きがあることも明らかになっております。

また、独立行政法人の退職者で随意契約先公益法人への再就職者は八百二十七人。その再就職者が在籍している随意契約先公益法人の方が、在籍していないものと比較して、支払額で約二十三倍、件数で約十倍であります。

政府には、国民から疑念を決して持たれないよう、各省庁等が再就職をしている公益法人と随意契約を結ぶ場合は、しっかりと説明責任を果たしていくべきであります。

また、政府は随意契約の見直しに取り組んではいるものの、いまだに随意契約の割合は約半数であり、また競争入札に移行しても一者応札の割合が高いのが実情です。更なる改善に向けて努めるよう要請いたします。

そこで、以上の点を踏まえ、随意契約に関する総理の御所見を伺います。

最後に、消費者庁について伺います。

事故米、食品の偽装等も次から次に発覚し、また振り込め詐欺やサラ金の過剰な貸金回収が大きな社会問題となっており、自殺者も出ていると聞いています。最近マルチ商法の被害がマスコミで報道され、特に国会議員も多く関係していると

言われ、我々国会議員も大きな関心を持っています。それで、これらの被害者を救済されるために、総理は消費者庁の設置を表明されました。しかし、国会での議論はたなごしの状態です。

そこで、消費者庁設置についての総理の決意を改めてお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 西島議員の質問にお答えをさせていただきますと存じます。

まず最初に、金融サミット、APEC首脳会議における成果についてお尋ねがござっております。

金融サミットは、金融危機と世界経済減速への対応、金融システムの在り方を議論し、四十七項目の行動計画を含む具体的かつ行動志向的な宣言を合意しております。また、APEC首脳会合では、金融サミットの成果がアジア太平洋諸国などの間で共有されたところであります。

これらの会議において、私からは、九〇年代からの日本の経験を踏まえた短期的な対応策を説明するとともに、日本よりIMFに対する最大一千万億ドルの融資を表明し、他の国にも融資を呼びかけ、アジアや中南米などの途上国の地場銀行に資本増強を直接行うため日本と世界銀行が共同で基金を設立すること、そして三番目に、アジア太平洋地域の協力の一環として各国の貿易保険の再保険ネットワークを構築すべきであるなどということとを強調しております。これらの主張は、いずれも首脳会議の宣言や声明にも反映されたところであります。

また、貿易面では、双方の会議で、保護主義を防ぐ上でWTOドーハ・ラウンド交渉を年内に大枠合意することを目指すという強いメッセージが出されたところであります。

日本としては、一連の合意の迅速で着実な実施に取り組みつつ、引き続き世界経済の安定に貢献していく考えであります。

次に、私の発言について御質問がありました。先日、私が医師の方々に對して不適切な発言をしたことについては、誠に軽率であり、申し訳なく、反省をいたしております。翌日、唐澤日本医師会会長らとお会いをし、発言を撤回するとともに、おわびをしたところであります。

医師不足などの医療をめぐる問題についてのお尋ねがござっております。

医師不足問題などへの対応は、国民の安全、安心を確保していくため重点的に取り組むべき課題と考えております。このため、例えば医師養成数の増員などあらゆる手段を講じ、必要な医療の確保に努めてまいりたいと考えております。なお、平成二十一年度の概算要求基準では、社会保障費の自然増のうち二千二百億円の抑制を行うこととする一方で、最終的には、財源も勘案の上、予算編成過程で検討することといたしております。

平成十九年度決算の実績についてお尋ねがありました。平成十九年度決算剰余金は、返納金が増収となったことなどによる税外収入の増加と国債費の歳出予算の不用から、六千三百九十九億円となっております。純剰余金六千三百三十九億にござります。特別公債十九兆三千三百八十億円を発行した上で決算結果として発生したものでありまして、財政事情は引き続き多額の公債発行に依存せざるを得ない厳しい状況であるものと認識をいたしているところであります。

平成二十年度の税収についてお尋ねがありました。平成二十年度の税収の実績につきましては、企

業収益の減少を反映した法人税収の減少を主な原因として前年に比べて減収すると思われ、今後の見通しについても大幅な減収となることが見込まれております。なお、具体的減収見込みにつきましては、今後、見極めてまいらなければならぬところだと考えております。

検査報告の指摘に対してどう改善していくのかとお尋ねがありました。

政府としては、一般の決算検査報告における指摘を真摯に受け止め、無駄を徹底的に排除し、国民等の信頼を取り戻す必要があろうと存じます。このため、先般、各関係に対して、検査報告事項について確実に改善するよう努めるとともに、その結果を平成二十一年度予算などに反映するよう指示したところであります。今後とも、予算の質の向上に向けて政府一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

官 報 (号 外)

是正措置が未済になつてゐるものへの対応についてお尋ねがありました。

決算検査報告において不当事項として指摘されたもののうち、債務者が行方不明であることなどから是正措置が未済となつてゐる事実があります。是正措置が円滑に行われるよう、各省庁において債務者の所在調査や返還金の督促、催促を行うなど、努力を続けていく必要があると考えております。

地方公共団体の不適正経理についてのお尋ねがあつております。

本件につきましては、地方分権を進める上で地方行政に対する国民の信頼を著しく損ね、誠に遺憾なことであると考えております。今回の事案を

受けまして、先般、総務省よりすべての地方公共団体に対して、経理処理の点検、監査などの監視機能の強化を通じて適正かつ公正な財務運営の確保を求めたところであります。地方公共団体においては厳正な服務規律の確保と適正な予算執行の確保に全力を尽くしてもらいたいものと考えております。

制度上の問題との指摘についてお尋ねがありました。

予算は会計年度ごとに作成し管理しております。不必要となつた予算まで年度内に使い切ることを求めているのではなく、効率的な執行に努め、事業に必要な経費のみを支出すべきであります。また、予算計上に当たつても、前年度の執行実績のみならず、施策の必要性、効率性などを精査しているところであり、補助金を年度内に使い切らなければ翌年度以降の予算が減額されるといふものではないと考えております。

随意契約に関してのお尋ねがありました。

国及び独立行政法人などの契約につきましては、各府省が定めました随意契約見直し計画の厳正な実施などを通じて、公益法人との契約を含め、競争性、透明性を高めるための見直しを鋭意進めているところであります。

さらに、全府省にすべての契約の監視を行う第三者機関を設置し、応札者が一者しかないものなどは重点的に監視するなど、更なる改善に取り組んでいるところであります。

重要施策の決算状況の把握、公表についてのお尋ねがありました。

その内容を取りまとめた決算の説明を国会に対して提出し、公表していただくところであります。

政府としては、予算執行の実態、決算を十分に精査し、これができる限り翌年度以降の予算執行に反映することにより、引き続き無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく所存であります。

最後に、消費者庁設置についてのお尋ねがありました。

最近の消費者をめぐる数々の問題にかんがみれば、すべからず消費者の立場に立ち、その利益を守る消費者庁を立ち上げることは内閣の責任であろうと考えております。政府は、既にこの国会に消費者庁関連法案を提出しております。同法案が一刻も早く成立し、真に消費者、国民の安心、安全を確保する行政を実現していくことが是非とも必要と考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) 弘友和夫君。

(弘友和夫君登壇、拍手)

○弘友和夫君 私は、公明党を代表して、平成十九年度決算及び検査報告に関しまして、麻生総理及び関係大臣に質問いたしますが、決算重視の参議院でありますので、余分なことはお尋ねせず、決算に絞つてお尋ねしたいと思ひます。

現在、政府・与党は、財政健全化に向け改革に取り組んでいる中であつて、現下の金融不安、経済不況に対しては、国民生活と日本経済を守るため、限られた財源の中からあらん限りの対策を講じているところであります。

このような折に、決算とともに提出された検査報告には数多くの無駄が指摘されました。掲記さ

れた件数は九百八十一件、指摘金額は千二百五十億円で共に過去最高となっております。

また、一九四六年度から二〇〇六年度までに会計検査院が法律や政令に違反して不当と指摘した事項のうち、四百六十五件で百三十一億八千四百万円がいまだに放置され、ほとんどが未返還で是正されていないことも判明しております。

公明党は、昨年十一月に税金のムダ遣い対策検討プロジェクトチームを発足させ、税金は一円たりとも無駄には使わせないと強い決意の下、無駄遣いや不正経理を根絶するために取り組んでまいりました。そして、去る十月十六日に、これまでのプロジェクトチームにおける検討を踏まえて、現時点において早急に取り組むべき課題を取りまとめました。官の不正をただし、無駄ゼロを推進するための対策として、不正経理防止法の制定や会計検査院の機能強化に向けた法改正、無駄遣いをチェックする外部監査機関の設置などについて、政府に対して申入れを行ったところであります。

我が党の申入れについて具体的にどのようにお考えなのか、総理の率直な御所見を伺うとともに、無駄の排除に向けてどのように取り組んでいかれるのか、御決意を伺ひます。

次に、無駄の排除に向けた予算見直しの必要性について伺ひます。

事務事業における無駄が明らかに became ときは、その無駄を徹底して排除する必要があるとす。公明党は特に、これまで無駄遣いが明らかに なった公務員のレクリエーション費やタクシー券を廃止し、社会保険庁等のやみ専従問題は徹底調

査の上に厳正に対処すべきであると考えます。斉藤環境大臣はいち早く環境省においてタクシー券の全廃を実行されましたが、他省庁では余りそのような動きは見られません。

無駄が指摘された事務事業は、ゼロベースで予算査定を行い、厳正に見直して再発を防ぐべきと考えますが、財務大臣の御見解を伺います。

次に、地方自治体における不正経理について伺います。

今回の検査報告では、会計検査院が無作為に選び検査した十二道府県すべてで、農林水産省と国土交通省が交付した国庫補助事務費等に関し、総額十一億三千七百十三万円もの多額の公金が不適正に処理されていたことが判明いたしました。国の補助金が地方自治体において皆さんに扱われていたことは誠に遺憾であります。定められた使途以外への補助金の転用は、不正の温床となりやすく、到底国民から理解を得られるものではありません。

判明した地方自治体の不適正な経理について総理の御所見を伺うとともに、不正根絶に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。

また、今回の検査の対象とならなかった三十五道府県においても同様の経理処理が行われているのか、まずは自治体が厳正な内部調査を実施すべきであると考えますが、総務大臣の御見解を伺います。

次に、仮称、不正経理防止法の必要性について伺います。

地方自治体における不正経理は今に始まったことではありません。近年、岐阜県における十七億

円の裏金など、不正が次々と明らかになり、十八年度の検査報告では総額三十七億四千二百六十五万円もの不適正経理が指摘されました。これは、自治体において長年にわたり不正が放置された結果であります。公務員の公金意識が欠如している現状では、再発防止を組織の自浄作用に頼ることは残念ながら難しいと考えざるを得ません。不正経理の抑止に法整備が欠かせないと考えますが、現行法は不正を働いた公務員の責任追及が不十分であります。

公明党は、刑事罰の新設による国及び地方公務員の責任の厳格化、会計検査院が指摘した事項のフォローアップの徹底を内容とする不正経理防止法の制定を目指しています。この新法の実現について、総理の御所見を伺います。

次に、役所の使い切りの悪弊について伺います。

今回のような不正経理の背景には、予算は使い切るのがよいという公務員特有の意識があり、それが長年の慣行となっていたとの指摘もあります。ある県では、余った補助金を返納しようとした際に、国の担当者から、面倒なので使ってくださいと押し返されたなどの報道もあります。

補助金を返還する事務手続の煩雑さ、補助金を余らせたことで翌年度予算が減らされることへの懸念などを考えると、現行制度は国、地方いずれにとっても交付された補助金を残さず使われることが望ましい仕組みとなっていると言えます。このような制度では税金の無駄遣いがなくなるとは思えません。

予算使い切りの悪弊を改めるために、経費節減

等によって予算や補助金に剰余が生じた場合にはこれを有効活用できるよう仕組みを検討する必要があります。あると考えますが、財務大臣の御見解を伺います。

次に、新たな外部監査機関の必要性について伺います。

公金の経理を監査する仕組みは省庁内部にも設けられております。しかし、身内によるチェックは概して甘くなるものであります。現に無駄遣いが絶えないことから、内部の牽制が十分に機能していないことは明らかであります。組織内部の監査には実効性に限界があります。このため、国会による行政監視や会計検査院による検査の役割が重要となるわけでありますが、これとは別に、民間の視点から省庁の無駄遣いを監視する仕組みを導入すべきであると考えます。

公明党は、無駄遣いに関して内部告発を受け付けるムダゼロ一〇番の設置を提唱しています。

弁護士や公認会計士、税理士など、専門性の高い有識者から構成され、独立性、中立性を確保した組織を内閣の外に新設し、告発を受けて省庁に調査、勧告を行う仕組みであります。このような外部監査機関の設置についてどのように考えられるか、総理の御所見を伺います。

また、地方については、これまで不適正経理を見逃してきた自治体の監査制度について、その在り方が問われるべきであります。総務大臣の御見解を伺います。

次に、特別会計及び独立行政法人、公益法人における無駄について伺います。

国の特別会計は、改革が進み、その数は二十一

まで減少いたしました。政府・与党はその無駄を削減し、これまでに総額二十七・三兆円を財政の健全化に役立てました。しかし、剰余金等が必要以上に存在しているとの指摘や、特定財源など固有の財源により不要不急の事業が行われているとの指摘は依然として絶えません。特別会計の事業のうち、省庁の最先機関や独立行政法人、公益法人によって執行されるものは、中央省庁に比べて国会や大臣の目が届きにくく、恒常的に無駄が発生する構造となっております。

そこで、特別会計の事業について個別に精査する必要があると考えます。事業仕分の手法を導入し、その事業はそもそも必要なのか、民間や地方自治体に移行できないかなどの基準によって国が行うべき事業を見極め、真に必要と考えられない事業については大胆に廃止、縮小するべきであります。

また、独立行政法人、公益法人についても同様の見直しを行うべきであると考えますが、総理の御所見を伺います。

次に、委託費への法的規制の必要性について伺います。

各省庁が支出する委託費は毎年度多額であり、二十年度の予算額は七千五百億円に上ります。委託費については不適正な経理処理や受託者による流用など、これまでに様々な問題が指摘されています。にもかかわらず、その大半は法的規制の対象外であり、チェック体制は十分ではありません。委託費の透明化を図り、適正な執行を確保するため、補助金適正化法に準じた法的規制を設けるべきであると考えますが、総理の御所見を伺います。

今後、我が党は無駄を徹底的に排除するために全力で取り組む決意であります。本日から始まる十九年度決算の審議においても、財政運営の是正改善を目指し、議論の活性化に取り組んでいくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 弘友議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、公明党がまとめられた対策についてであります。

公明党はプロジェクトチームをつくり、無駄遣い対策について検討しておられることに敬意を表します。政府として、それらを参考にして無駄の廃止に向けて更に取り組んでまいらなければならぬと考えております。

地方公共団体の不適正経理についてのお尋ねがありました。

本件につきましては、地方分権を進める中で地方行政に対する国民の信頼を著しく損ね、誠に遺憾であると考えております。今回の事案を受け、先般、総務省よりすべての地方公共団体に対し、経理処理の点検や監査などの監視機能の強化を通じて、適正かつ公正な財務運営の確保を求めたところであります。地方公共団体においては、厳正な服務規律の確保と適正な予算執行の確保に全力を尽くしてもらいたいと考えております。

公務員の不正経理防止などの新法の制定についてのお尋ねがありました。

御指摘の事項につきましては、現在、与党会計検査院に関するプロジェクトチームにおきまし

て、地方も含めた公務員の責任の厳格化などを内容とする新法の制定に向けて検討が進んでいるものと承知をいたしております。

政府としても、公務員の不正経理防止などは大変重要と考えており、与党の御議論にできる限り協力するなど、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、無駄遣いに関して、内部告発における外部監査機関を内閣の外につくってはどうかとの御提案がありました。

内閣の外から無駄遣いを監視することは有意義なことと存じます。現行憲法では、その役割は国会と会計検査院に割り振られているのは御存じのとおりです。御指摘のような機能はこれらの組織において強化することがまず有効であろうと考えております。

特別会計などの事業の見直しについてのお尋ねがありました。

特別会計の支出につきましては、行政支出総点検会議において各省から徹底的なヒアリングを行い、現在取りまとめに向けた議論を行っているところであります。会議の指摘も踏まえまして、予算編成において徹底した事業の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。その中で、独立行政法人、公益法人への支出につきましても、公益法人への支出の三割削減に取り組むなど、厳しく精査をしているところであります。

委託費の透明化についてのお尋ねがありました。

補助金は、補助金適正化法によって適正な執行を確保することであり、これに対して、委託

費は契約に基づき支払われるものであり、相手方は民法により契約上の義務を負っております。その義務の履行につきましては、会計法に基づきまして、各省庁において監督し、完了検査を実施しなければならぬこととされておまして、こうした現行の会計法令の適切な運用を通じて契約の適正な履行を図っていくことが重要であると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣中川昭一君登壇、拍手〕

○国務大臣(中川昭一君) 弘友議員にお答え申し上げます。

まず、無駄排除に向けた今後の取組についてのお尋ねでございます。

行政における国民の信頼を回復するために、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要があります。官房長官の下に行政支出総点検会議を開催し、無駄の根絶について検討を行っているところでございます。

財務省といたしましても、予算編成においては、行政支出総点検会議における行政支出全般にわたる検討なども踏まえつつ、公務員のレクリエーション費の原則廃止など、無駄の排除に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、地方自治体における不正経理についてのお尋ねがございました。

予算は会計年度ごとに作成し管理してまいりますが、不必要となった予算まで年度内に使い切ることを求めているのではなく、国、地方団体を問わず、効率的な執行に努め、事業に必要な経費

のみを支出すべきであります。補助金等に剰余が生じた場合には、国庫に返還していただいた上で、国全体としての優先順位等を勘案し、改めて必要な施策の財源として活用することが適切であると考えております。(拍手)

〔国務大臣鳩山邦夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(鳩山邦夫君) 地方公共団体の不適正経理に関する内部調査についてのお尋ねがありました。地方公共団体の不適正な経理処理は、地方行政全体に対する国民や住民の信頼を著しく損ねるものでありまして、大変残念なことでございます。地方公共団体の公金の支出内容やその適否は、当該団体における監査や議会審査、情報公開の徹底等を通じてチェックがなされるべきでございます。

したがいまして、弘友先生御指摘のとおり、今回、会計検査院の検査対象とならなかった三十五都府県について厳しい内部調査を実施すべきというのは、私、全く同じ考え方でございます。

そこで、会計検査院の報告、十一月七日でありましたが、直ちに事務次官名による通知を出しました。これが十一月の十二日。そして、すべての地方公共団体に対し、経費の支出が適切であるかを総点検することなどを通じ、適正な予算執行を確保するために必要な措置を講じるように求めたところでございます。

もう一点、地方自治体の監査制度のありようでございますが、地方分権が推進され、地方公共団体の権限及び責任が拡大する中で、地方公共団体における監査機能の果たすべき役割はこれまで以上に大きくなっていると思います。今回のような

問題が起きたことは大変残念でございます。

監査委員は自らの権限を十分に行使して厳正な監査を行い、実効性のあるチェック機能を果たすべきでございます。各地方自治体において外部監査制度を有効に活用することも重要であると、今は一部の団体しか義務付けられておりませんが、やはり包括的な外部監査というものが有効であると考えからでございます。

なお、監査制度の在り方につきましては、監査委員の独立性の強化や監査能力の向上等、監査機能の充実強化が第二十九次地方制度調査会の審議項目とされているところでございます。今後のこの調査会の審議経過を踏まえて、監査機能の充実強化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(江田五月君) 仁比聡平君。

(仁比聡平君登壇、拍手)

○仁比聡平君 私は、日本共産党を代表して、麻生総理並びに関係大臣に質問いたします。

年の瀬を前にして、今、国民生活と経済は危機に立たされています。

二〇〇七年度決算の最大の特徴は、国民には定率減税の全廃だけでも一・七兆円の庶民増税、さらに社会保障予算の二千二百億円削減を押し付ける一方で、空前の利益を上げる大企業、大資産家には証券優遇税制の延長を始め二兆円規模の減税を強行したことにあります。

一部の輸出大企業の応援に熱中し、そのしわ寄せを雇用や家計に押し付けてきた自民、公明の構造改革路線が深刻な貧困と格差を広げ、国民の所得を減らし、内需を冷え込ませ、極端な外需、輸出頼みという我が国経済の脆弱さをもたらしました。

総理、政府・与党は、大企業を応援すれば、いざそれが家計に回ってくるなどと言ってきたが、事実はそうなりません。これまでの経済政策の誤りを率直に認めるべきではありませんか。

後期高齢者医療制度の廃止は国民の声です。社会保障の二千二百億円の削減は、この間の審議を踏まえ、来年度予算編成に入る前に中止を決断すべきではありませんか。本気で内需主導と言うなら、大企業から家計へ経済政策の軸足を移し、雇用を守り、国民の暮らしを支える転換こそ、今緊急に求められていると考えますが、いかがですか。

今回のアメリカ発の金融危機で、これまでの金融自由化、野放しの規制緩和を見直そうという機運が国際的に高まっています。にもかかわらず政府は、相変わらずアメリカに追随し、日本の更なる金融自由化という金融立国論を掲げたままです。この際撤回し、我が国の金融自由化そのものを抜本的に見直すべきではありませんか。

大銀行を先頭にした貸し渋り、貸しはがしは激しさを増しています。銀行に対して、中小企業への貸出し目標と計画を明確にさせて監視、監督を強化すべきです。また、政府はセーフティーネット保証の対象業種を拡大しましたが、なお対象とならない中小業者は四割に上り、深刻な資金繰りに苦しんでいます。大本の部分保証制度を撤回し、全額保証に戻すべきだと考えますが、いかが

ですか。

次に、雇用対策について伺います。

今、大企業による大量の派遣切り、期間社員の雇止めというかつてない深刻な事態が広がっています。その多くは、職を失えば寮からほうり出され、たちまち路頭に迷う住み込み派遣です。正社員の代わりに半分以上の賃金で同じように働かせ、莫大な利益を搾り取ってきたが、カジノ経済の破綻のツケを国民に押し付け、調整弁として使い捨てることは断じて許されません。

総理は、派遣先に再就職支援を求めると言いますが、八月までに七百九十人が解雇され、五百五十人が失職したトヨタ九州では、その実態すら把握しておりませんでした。厚生労働大臣、どれだけの労働者が職を奪われようとしており、どれだけの労働者が再就職先を確保できずにいるのか、住まいまで失おうとしている労働者がどれだけいるのか、政府はその実態をどのように把握し、派遣先、派遣元を指導しているのですか。

これら大企業は、減収減益が大量解雇の理由だと言いますが、なぜそれだけの人員削減が必要やむを得ないというのか、まともな説明は一切なされていません。トヨタはなお年間六千億円もの利益を見込み、内部留保は十三兆円を超えています。マツダもまたバブル期を上回る利益を見込み、そのほんの一部を回せば派遣労働者の人件費は十分賄えるはずです。大企業はまた、まだまだもうかっており、体力も十分にあります。その大企業が、社会的責任を放棄し、率先して大失業の引き金を引くなど断じて許すことはできません。

総理、このような雇止めを中止し、雇用を守

るための最大限の努力をするよう、主要企業と経済団体に対する指導と監督を強化し、雇用を守る実効ある措置をとることが政治の責任ではありませんか。明確な答弁を求めます。

また、雇用保険特別会計にため込まれている六兆円もの積立金を直ちに活用し、雇用保険から排除されている非正規労働者にも必要な給付ができるよう、受給に必要な就労期間を元の六か月に戻し、給付期間を三百六十日とする。職業訓練や再就職活動中の生活援助制度、住宅困窮者への家賃補助制度を創設するなど抜本的に見直すべきではありませんか。厚生労働大臣、お答えください。

最後に、総理に伺います。

追加経済対策の目玉だと言いながら、迷走を極める定額給付金は、景気対策としてどんな意味があるのでしょうか。内閣府の試算でも、国内総生産の押し上げ効果はわずか〇・一％です。三年後の消費税増税は、暮らしと経済を深刻な危機に突き落とすこととなります。そんな定額給付金は白紙撤回すべきではありませんか。

発足から二か月、政権の延命という党略は国民との深刻な矛盾を広げ、混迷を極めるあなたの政権は早くも政権末期というべき状況にございます。

日本共産党は、国民的闘いと結んで、徹底して国会論戦に臨み政治を変える決意を表明して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 仁比議員の質問にお答えをいたします。

まず、これまでの経済政策の評価についてのお尋ねがっております。

日本の活力を取り戻すために我が国が取り組んできた構造改革は、一定の成果を上げたとの認識をしております。しかしながら、現在、格差の拡大など改革に伴うひずみが指摘をされております。

また、国際金融情勢が大きく変動をしていることなど新しい課題が生じ、我が国への実体経済への影響が懸念されているところであります。

このため、改革による成長を追求するとともに、ひずみへの配慮と新しい課題の解決に取り組む、内需主導の持続的成長が可能となるような経済の体質転換を進めてまいらなければならないと考えております。

社会保障費削減についてお尋ねがありました。平成二十一年度予算の概算要求基準では、社会保障費の自然増のうち二千二百億円の抑制を行うこととする一方で、最終的には、財源も勘案の上、予算編成過程で検討することといたしております。

雇用を守り国民の暮らしを支える経済政策についてのお尋ねがありました。

政府・与党が取りまとめた生活対策では、三つの重点分野のうちの第一に生活者の暮らしの安全を掲げておりますのは御存じのとおりです。

このため、本対策におきましては、定額給付金の実施や六十万人規模の雇用下支え強化策などを盛り込んでおりまして、これらを着実に実施する

ことで生活者の安心の確保を図ってまいりたいものと考えております。

我が国の金融自由化についてのお尋ねがっております。

今回の金融危機は、証券化商品、いわゆるデリバティブ等々に代表される新しいビジネスモデルが拡大していく中で、市場参加者がそのリスクを適切に管理できず、金融市場が深刻な混乱に陥ったものであります。

基本的には、自由な市場原理に基づく競争と資本フローが今後とも成長の基礎であり続けると考えております。ただし、こうした現在の金融市場における混乱を踏まえれば、金融市場における一定の規律付けも必要であると考えております。先般の金融・世界経済に関する首脳会合においても、金融規制、監督の改革の方向性と具体策について一致をしたところであります。

次に、中小企業に対する貸出しについてお尋ねがありました。

中小企業向け貸出しにつきましては、あらかじめ一定の数値目標を設定させ、その実行を義務付けることは、金融機関の貸出しが借り手の資金需要や個々の与信判断の結果によることから困難であると考えております。一方、中小企業に対する円滑な金融は民間金融機関の最も重要な役割の一つであると認識をしております。

政府といたしましては、緊急保証制度を先月末から開始するなど、しっかりと資金繰り支援を迅速に講じているところであります。さらに、金融機能強化法の改正により、民間金融機関の資本基盤を強化し、中小企業に対する金融仲介機能の発揮に

万全を尽くしてまいりたいものと考えております。

中小企業への資金繰り対策についてお尋ねがございました。

緊急保証制度につきましては、経済状況の悪化に対応して対象業種を迅速に拡大することとしております。去る十一月十四日もソフトウエア業や電気メッキ業などを追加したところは御存じのとおりです。なお、小規模企業に対する保証制度につきましても、業種を問わず、もとより一〇〇％保証ということにいたしております。

また、十月一日からセーフティーネット貸付けを開始したところであります。これは、緊急保証制度の対象となっていない業種も含めて、すべての中小・小規模企業が利用可能といたしております。

なお、責任共有制度は、金融機関と信用保証協会が適切に責任を分担し、両者が連携して中小企業の経営支援を行うことを促すものであります。これは、借り手である中小・小規模企業にとっても意義のある制度と考えております。

引き続き、中小・小規模企業の資金繰り支援に万全を期してまいりたいと思っております。

雇用の維持に向けた取組に関するお尋ねがありました。

雇用情勢が下降局面となる中であって、非正規労働者を始めとする雇用の安定の確保は重要な課題であると認識をいたしております。

そのため、大企業を含め派遣先が派遣契約を解除する際には関連企業での就職をあっせんするなどにより就業機会の確保を行うよう指導を行ってまいります。あわせて、先般取りまとめた生活対

策に基づき、年長フリーターなどの正規雇用化の支援、地域における雇用機会の創出など、雇用対策の強化に取り組んでまいります。

定額給付金の経済効果についてのお尋ねがありました。

今回の生活対策における定額給付金は、低所得者にも広く公平に行き渡ることから、景気後退や物価高騰などの生活の不安に直面する多くの家計にとつて、緊急支援としての迅速な効果が期待されるものであります。定額給付金の経済効果については、一般論で申し上げれば、家計に給付金を支給することにより消費を増やす効果があると言えます。

なお、今後一年間の実質国内総生産の押し上げ効果が〇・一％であるという内閣府の試算は、試算可能な一つの目安として示したものと承知をしておりますが、経済効果の試算は具体的な実施方法や今後の経済状況などによって変わり得るものであることから、幅を持って見る必要があると考えております。

次に、定額給付金を撤回すべきとお尋ねがありました。

定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施するものであります。あわせて、家計に広く給付することにより消費を増やす経済効果もあるものであり、生活対策における重要な施策の一つと考えておりまして、これを撤回する考えはございません。

残余の問題につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣舩添要一君登壇、拍手)

○國務大臣(舩添要一君) 仁比議員から、大企業の大量解雇等についてお尋ねがございました。

都道府県労働局からの十月の報告によりすれば、派遣労働者の約三千四百人が雇い止めや中途解雇されていると聞いており、今後とも、毎月の労働局からの報告や派遣元事業主からのヒアリングにより、住まいの状況も含め、可能な限り実態把握に努めてまいります。

また、派遣先が労働者派遣契約を中途解除することは、違法ではないものの、派遣労働者の雇用の安定の面からは好ましいものではなく、可能な限り避けるべきものと考えております。

このため、派遣元、派遣先指針に基づき、中途解除の際には、派遣元、派遣先双方の企業に対し、派遣先の関連企業での就業をあっせんする等により新たな就業機会を確保するよう必要な措置を求めているところであり、適切な指導等に努めてまいります。

あわせて、先般取りまとめた生活対策に基づき、年長フリーター等の正規雇用化の支援、地域における雇用機会の創出など、雇用対策の強化に取り組んでまいり所存でございます。

次に、雇用保険についてお尋ねがございました。

雇用保険の積立金は雇用失業情勢が悪化した場合の失業等給付に充てられるものであり、積立金残高の規模を理由に安易な給付の拡充等を行うべきではないと考えております。

いずれにしても、雇用保険制度については、雇用失業情勢が下降局面にあり、更なる悪化

も想定されていることも踏まえ、給付と負担の在り方について、現在、労働政策審議会において検討を行っているところでございます。

また、非正規労働者の雇用対策については、雇用保険二事業を活用し、補正予算において職業訓練期間中の生活保障給付ができる制度や入居初期費用の支援のための貸付制度を創設したところでありまして、今後とも、これらの支援策の積極的活用を図ることにより、非正規労働者の雇用の安定の確保に努力してまいります。(拍手)

○議長(江田五月君) 又市征治君。

(又市征治君登壇、拍手)

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、二〇〇七年度決算審査の開始に当たり、麻生総理に財政運営の基本姿勢等をお伺いをいたします。

さきの通常国会では、二〇〇六年度決算審査を精力的に行い、会期末には、例年どおり、全会派一致で内閣に対する六本の警告決議と七本の措置要求決議の案をまとめました。これは、政府が行った事務事業あるいは政府職員の行為において生じた不当、不適正な事象で政府が非を認めているものや、事務事業における不作為やさまざまな実施等により非効率な予算執行が生じた事象などです。当然決算委員会並びに本会議で決議をすべきものであります。

ところが、与党側は、決算本体が否認されるならこれら決議には反対をすると言ひ出し、野党側は、多数決でも決議はできたのですが、そこは譲歩をいたしました。しかし、決算重視の参議院に

汚点を残したことは否めない事実であります。

そこで、全会派が合意の上、この決議内容については、決算委員長から内閣に対して所要の措置を求めることにいたしました。政府として、当然この要請に基づいて措置をとられたものと思いますが、その概要をまずお伺いをしたいと思ひます。

第二に、歴代政府の放漫財政等の積み重ねにより国の財政は深刻な状態にあるわけですが、それにお構いなく国費の無駄遣いや不適正な経理が相変わらず横行しています。

先ほどからも指摘がありますように、会計検査院の報告では、そのような事例が昨年度中に判明しただけで九百八十一件、一千二百五十三億円で、件数、金額とも過去最高であり、遺憾この上ありません。

また、検査院が過去にそれを指摘したにもかかわらず、いまだに改善していない役所や団体が二十九もあり、その合計は四百六十五件、百三十一億円にも上ります。

一方、競争性のない随意契約や一者応札の改善も度々指摘をしておりますが、これまた遅々として改善されていません。これでは政治に対する国民の信頼が得られるはずがありません。

以上、二点に対する麻生総理の所見と改善への決意をお伺いをいたします。

第三に、特別会計の余剰資金の活用についてお伺いをいたします。

私は、この六年余り、決算委員会等で主として特別会計とそれに絡む各法人の問題点を指摘し続け、莫大な余剰資金、いわゆる霞が関埋蔵金も、

またその無駄遣いも一定明らかにしてきたと自負をいたしております。同時に、この貴重な国民の財産を、社会のあらゆる分野に格差が拡大をしていく現状の下で、格差是正、国民生活や地域の底上げに回し、消費や内需の拡大を図れと主張もし続けてまいりました。ようやく延べ三十兆円近くが活用されたわけですが、そのほとんどが国債償還に回されただけであります。

麻生内閣は、この余剰資金を借金返し一辺倒ではなく、例えば今問題になっている定額給付金など国民生活改善等にも活用しようというお考えのようではありますが、その活用方法について伺いたしたいと思います。

あわせて、今年度の地方交付税原資が約二兆円前後不足をするのではないかと、地方税もまた大きな減収が予測される状況にあります。鳩山総務大臣や中川財務大臣も、地方にかぶせず政府の責任でカバーしたい旨の答弁を繰り返しておられるわけですが、その際、赤字国債によらず、潤沢な外国為替と財政融資のこの二つの特別会計の余剰資金の繰入れで対処する方策も当然検討してしかるべきではないかと考えますが、以上、二点について総理の見解を伺いたいと思ひます。

第四に、現下の国民生活に直結する政治課題について伺います。

総理は、十月三十日の追加経済対策の発表に当たり、何より大事なことは生活者の暮らしの不安を取り除くことだと述べられました。このことだれも異論はないでしょう。だとすれば、今、多くの国民が不安に思い、政治に強く望んでいる、医師不足による患者の病院たらい回し、お年寄り

を邪魔者扱いする後期高齢者医療制度、これらを生んだ一因でもある毎年二千二百億円の社会保障費の抑制、そして今や全勤労者の三分の一、一千七百万人にも上るに至った低賃金で劣悪な労働条件の非正規労働者が景気後退局面の下で大量に解雇され、退職金も雇用保険もなく路頭にほり出されている現実への方針や対策が全く欠落しているのではありませんか。国民の意識との乖離を指摘せざるを得ません。国民の間に、二兆円をばらまくよりも、むしろこれらに対処すべきだという声さえ広がっています。これらへの対策を総理から国民に説明をすべきではありませんか。

また、総理は、政局より政策だ、ポイントはいびりだとおっしゃいながら、なぜ補正予算案を延長をしようとしているこの臨時国会に出されないのか。通常国会への提出では、関連法案の成立まで考慮するならば年度内の実施もおぼつかないのではありませんか。それでは国民への公約違反と言わなきやありません。総理の明快な説明を求めるものであります。

以上、二〇〇七年度決算審査の皮切りの代表質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 又市議員の質問にお答えをいたします。

まず最初に、警告決議などに対する政府の措置についてのお尋ねがありました。

政府としては、従来から警告決議などとして御指摘を受けた事項については、その改善に努めてきたところであります。本件につきましては、参議院決算委員長から各省へ、政府にあつては実効

ある措置を講ずるよう努められた旨の口頭伝達をいただいているところであり、御趣旨を踏まえ、具体的には各省庁において適切に対応してまいりたいと考えております。

検査報告の指摘に対してどう改善していくのかというお尋ねがあつております。

政府といたしましては、今般の決算検査報告における指摘を真摯に受け止め、無駄を徹底的に排除し、国民の信頼を取り戻す必要があろうと存じます。このため、先般各閣僚に対して、検査報告事項については確実に改善するよう努めるとともに、その結果を平成二十一年度予算などに反映するよう指示したところでもあります。

また、国が行う契約につきましては、随意契約見直し計画の厳正な実施などを通じて競争性、透明性を高めるための取組を鋭意進めてきたところであり、さらに、全府省にすべての契約の監視を行う第三者機関を設置し、応札者が一者しかないものなどは重点的に監視するなど、更なる改善に取り組んでいるところであります。

特別会計の余剰資金の活用についてお尋ねがありました。

財政投融资特別会計の金利変動準備金の準備率の上限を超える金額につきましては、国債の償還に充てるため国債整理基金に繰り入れることが特別会計法の規定とするところであります。ただし、今回の生活対策におきましては、急激な内外の金融経済情勢の変化に緊急に対応する必要があるため、一時的、特例的に金利変動準備金を定額給付金などの一時的に必要なとする政策に充てることとしたところであります。

地方交付税の原資の不足に関してお尋ねがありました。

生活対策におきましては、景気後退に伴う地方交付税の原資となります国税五税の減収などについて地方公共団体への適切な財政措置を講じることとしております。地方交付税の減収見合いの補てんにつきましては今後検討を進めてまいります。

いずれにせよ、対策そのものの財源と税収減を補うためのものとは分けて考える必要があり、過去の例を見ても、税収減の部分については赤字公債を発行することはやむを得ないのではないかと考えております。

医師不足など国民生活にかかわる問題についてお尋ねがありました。

医師不足など医療の確保につきましては、さきに成立した補正予算に地域の中核となる救急医療機関への支援などを盛り込んだところであります。

長寿医療制度につきましては、制度の廃止ではなく、高齢者に納得していた、ただるよう改めることが必要であり、一年を目標に幅広い議論を進めてまいりたいと考えております。

社会保障費につきましては、二十一年度予算の概算要求基準では社会保障費の自然増のうち二百億円の抑制を行うこととする一方で、最終的には、財源も勘案の上、予算編成過程で検討することといたしております。

非正規労働者の雇用の安定につきましては、先般取りまとめた生活対策に基づき、年長フリーターなどの積極雇用の支援を強化いたしますと

もに、雇用保険のセーフティネット機能の強化について検討を進めてまいりたいと考えております。さらに、企業において、労働者派遣法など労働関係法令が遵守されるよう徹底してまいります。

補正予算の提出時期に関してお尋ねがありました。

第二次補正予算につきましては、一、生活対策の予算化、二、金融機能強化法が成立した場合の予算化、三、二十年度税収の大幅減への対応などを考えており、これらを併せて確定するのは十二月二十日ごろとなると考えております。

これら三点をまとめた二次補正案を国会に提出し、国民の前に提出することが適切であり、分かりやすいとも考えております。そのため、補正予算につきましては、一月上旬に通常国会を開き、早期に成立させる方がよいと考えております。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山根隆治君登壇、拍手〕

○山根隆治君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮からのすべての貨物に対して、平成二十年十月十四日から平成二十一年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣が輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、現在までの輸入禁止措置の効果及び措置を解除するための条件、北朝鮮をめぐる国際情勢と我が国の北朝鮮経済制裁の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百二十二

反対

十三

よつて、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第三 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岩本司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本司君登壇、拍手〕

○岩本司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、次世代育成支援策の推進、家庭的保育における質の確保の必要性、社会的養護の充実強化、児童虐待の現状及びその防止策等について質疑が行われましたが、その詳細は

会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十六
賛成 二百三十六
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

出席者は左のとおり。
議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

議員

山下 芳生君	風間 直樹君
舟山 康江君	植松恵美子君
紙 智子君	川崎 稔君
大島九州男君	水戸 将史君
仁比 聡平君	松野 信夫君
青木 愛君	藤谷 光信君
加賀谷 健君	井上 哲士君
大門実紀史君	犬塚 直史君
水岡 俊一君	藤本 祐司君
足立 信也君	那谷屋正義君
市田 忠義君	小池 晃君
岩本 司君	藤田 幸久君
鈴木マサテ君	佐藤 公治君
中村 哲治君	今野 東君
内藤 正光君	浅尾慶一郎君
木俣 佳丈君	一川 保夫君
増子 輝彦君	羽田雄一郎君
高橋 千秋君	谷 博之君
石井 一君	田名部匡省君
山下八洲夫君	広中和歌子君
千葉 景子君	岡崎トミ子君
前田 武志君	佐藤 泰介君
柳田 稔君	北澤 俊美君
中谷 智司君	松浦 大悟君
平山 幸司君	梅村 聡君
友近 聡朗君	徳永 久志君
川合 孝典君	米長 晴信君
牧山ひろえ君	金子 恵美君

一六

副大臣

財務 副大臣 平田 耕一君

政府特別補佐人

内閣法制局長官 宮崎 礼壹君

議長の報告事項

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

神本美恵子君 櫻井 充君

森 ゆうこ君 工藤堅太郎君

外交防衛委員

辞任 補欠

白 眞勲君 直嶋 正行君

佐藤 正久君 石井みどり君

厚生労働委員

辞任 補欠

工藤堅太郎君 森 ゆうこ君

櫻井 充君 神本美恵子君

石井みどり君 佐藤 正久君

農林水産委員

辞任 補欠

川上 義博君 高橋 千秋君

経済産業委員

辞任 補欠

直嶋 正行君 白 眞勲君

国土交通委員

辞任 補欠

高橋 千秋君 川上 義博君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

鈴木 政二君 加治屋義人君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

理事 加治屋義人君（加治屋義人君の補欠）

同日内閣から次の議案が提出された。

平成十九年度一般会計歳入歳出決算、平成十九年度特別会計歳入歳出決算、平成十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十九年度政府関係機関決算書

平成十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案（第百六十九回国会閣法第五三号、衆議院継続審査）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件

同日議員から次の質問主意書が提出された。

登記事項証明書手数料に関する質問主意書（尾立源幸君提出）（第九六号）

金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の改定内容を中小企業者に分かりやすく周知するための取組に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第九七号）

司法試験の合格者数と法曹人口のあり方に関する質問主意書（辻泰弘君提出）（第九八号）

大学における大麻汚染に関する質問主意書（谷岡郁子君提出）（第九九号）

研究開発予算に関する質問主意書（櫻井充君提出）（第一〇〇号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

同日本院は、社会保険審査会委員に池内駿之君及び矢野隆男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、再就職等監視委員会委員長に奥田志郎君を、同委員に石井妙子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君及び森田朗君を任命することに同意しないと議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に前田晃伸君、篠崎悦子君及び多賀谷一照君を任命することに同意しないと議決した旨内閣に通知した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件

同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十條の規定による平成十九年度国の債権の現在額総報告を受領した。

同日内閣から、物品管理法第三十八條の規定による平成十九年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成二十年十一月二十六日 参議院会議録第十号

外交防衛委員

辞任

補欠

直嶋 正行君
石井みどり君

白 眞勲君
佐藤 正久君

文教科学委員

辞任

補欠

西田 昌司君

山崎 正昭君

厚生労働委員

辞任

補欠

神本美恵子君
佐藤 正久君
坂本由紀子君

櫻井 充君
石井みどり君
牧野たかお君

農林水産委員

辞任

補欠

牧野たかお君

坂本由紀子君

経済産業委員

辞任

補欠

白 眞勲君

直嶋 正行君

決算委員

辞任

補欠

舟山 康江君

吉川 沙織君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

補欠

舟山 康江君
山田 俊男君

植松恵美子君
松山 政司君

同日議員から次の議案が提出された。
農業協同組合法等の一部を改正する法律案（平野達男君外四名発議）（参第一号）

議長の報告事項 外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第二号）審査報告書
児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

発電用ダムへの報告データ改竄・隠蔽に関する再質問主意書（又市征治君提出）（第一〇一号）
医薬品の販売体制に関する質問主意書（又市征治君提出）（第一〇二号）

同日内閣から、去る二十一日に受領した公正取引委員会委員に上杉秋則君を任命することについて本院の同意を求める旨の要求書は、取り下げる旨の通知書を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十條第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成十九年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年十一月二十五日

経済産業委員長 山根 隆治
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十條第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に對して、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十條第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、北朝鮮が二〇〇六年十月に核実験を強行したこと、同国が日本人拉致問題に對して何ら誠意ある対応を見せないこと等の事情を総合的に勘案して、同国に對する厳格な措置を講じる旨決定した。本件承認案件に係る北朝鮮からの貨物輸入の全面禁止及び同国から第三国へ輸出する貨物の売買に関する仲介貿易取引等の禁止措置は、かかる措置の一環として同年十月十三日に閣議決定以後実施され、本年十月十日の制裁継続の決定を含め、これまで四回にわたる制裁措置の延長が行われている。

一方、この間、北朝鮮は、核、ミサイル問題について、我が国として肯定的な評価をするに値する対応を示しておらず、また、拉致問題に對しては、不誠実極まる対応を続けている。

北朝鮮による核開発は、我が国を含む北東アジア地域のみならず国際社会全体の平和と安全に對する重大な脅威である。また、北朝鮮による日本人の拉致は、我が国の主権及び我が国国民の自由と人権に對する明白かつ重大な侵害である。我が国としてはこれらの問題の全面的かつ完全な解決に向け、北朝鮮の約束の実行を促すため、可能なあらゆる方策を講じなければならない。

よって、政府は以下の事項の実現について万全を期すべきである。

一 政府は、本件承認案件に係る対北朝鮮制裁措置を有効ならしめ、かつその目的が達成されるように厳格に実施するとともに、今後における北朝鮮の行動及び北朝鮮をめぐる諸情勢の変化に應じ、必要な場合は経済制裁の強化を検討すべきである。

右決議する。

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三條により送付する。

平成二十年十一月十四日

参議院議長 江田 五月殿
衆議院議長 河野 洋平

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十年十月十日閣議決定)に基づき、平成二十年十月十四日から平成二十一年四月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

審査報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年十一月二十五日

厚生労働委員長 岩本 司

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社

会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、社会的養護を担う人材の確保とその質の強化を図ること。

二、児童養護施設等で生活する児童のプライバシーが十分に確保できるよう、施設整備の要件について検討すること。

右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年十一月十四日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

児童福祉法等の一部を改正する法律案

児童福祉法等の一部を改正する法律案

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十

四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の八」を「第三十三条の九」

に、「第六節 雑則(第三十四条・第三十四条の

二)を「第六節 被措置児童等虐待の防止等(第

七節 雑則(第三十四条・第三十四条

第三十三条の十一・第三十三条の十七)」に、「及び

施設」を「養育里親及び施設」に改める。

第六条の二第一項中「第二十七条第七項の措

置に係る者につき同項に規定する住居」を「第

十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生

活援助の実施に係る義務教育終了児童等(義務

教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に

満たない者であつて、第二十七条第一項第三号

に規定する措置のうち政令で定めるものを解除

されたものその他政令で定めるものをいう。以

下同じ。)につき第三十三条の六第一項に規定す

る住居」に、「同項の措置」を「第二十五条の七第

一項第三号に規定する児童自立生活援助の実

施」に改め、同条に次の五項を加える。

この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、

一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区

域内における原則としてすべての乳児のいる

家庭を訪問することにより、厚生労働省令で

定めるところにより、子育てに関する情報の

提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況

及び養育環境の把握を行うほか、養育につい

ての相談に応じ、助言その他の援助を行う事

業をいう。

この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生

労働省令で定めるところにより、乳児家庭全

戸訪問事業の実施その他により把握した保護

者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第一項に規定する里親を除

く。の住居において養育を行う事業をいう。

第六条の三を次のように改める。

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第八条第一項中「第二十七条第六項」の下に「第三十三条の十五第三項」を加え、同条第三項中「特別区を含む。以下同じ。」を削り、同条第七項中「第二十七条第六項」の下に「第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五」を加える。

第十一条第一項第一号中「提供」の下に「市町村職員の研修」を加え、同項第二号に次のように加える。

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

第十一条に次の二項を加える。

都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務」の下に「(市町村職員の研修を除く。)」を加える。

第二十一条の九中「及び子育て短期支援事業」を「子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業」に改める。

第二十一条の十の次に次の三条を加える。

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。)を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条、第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条第一項の指導(保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。)に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託す

ることができる。

前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

第二十五条の二第一項中「適切な保護」の下に「又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援」を加え、「置くよう」を「置くように」に改め、同条第二項中「協議会は、要保護児童」の下に「若しくは要支援児童」を、「保護者」の下に「又は特定妊婦」を、「適切な保護」の下に「又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援」を加え、同条第五項中「児童相談所」の下に「養育支援訪問事業を行う者」を加え、同条に次の一項を加える。

要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十五条の七第一項第三号を同項第四号と

し、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと(以下「児童自立生活援助の実施」という。)

が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十五条の七第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十五条の八第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十六条第一項第二号中「行う者」の下に「その他当該指導を適切に行うことができる者」として厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

第二十六条第一項に次の一号を加える。

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

第二十七条第一項第二号中「若しくは当該都

道府県以外」を、「当該都道府県以外」に改め、「行う者」の下に「若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者」を加え、同項第三号中「児童を」の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加え、同条第七項を削る。

第二十七条の三の次に次の一条を加える。

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者、里親」第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。」に改める。

第三十一条第二項中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に改め、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「第二項若しくは第七項」を「若しくは第二項」に改め、同条第四項を削る。

第三十二条第一項中「第二項又は第七項」を「若しくは第二項」に改め、「権限」の下に「又は児童自立生活援助の実施の権限」を加える。

第三十三条の四中「実施等」の下に「若しくは児童自立生活援助の実施」を加え、同条第一号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第七項」を削り、同条に次の一号を加える。

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の五中「第二項若しくは第七項」を「若しくは第二項」に改め、「実施等」の下に「若しくは児童自立生活援助の実施」を加える。

第二章第五節中第三十三条の八を第三十三条の九とする。

第三十三条の七第二項ただし書中「民法七百九十七条」を「民法第七百九十七条」に改め、同条を第三十三条の八とする。

第三十三条の六中「第三十三条の八」を「第三十三条の九」に改め、同条を第三十三条の七とする。

第三十三条の五の次に次の一条を加える。
第三十三条の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童（童自立生活援助事業を行う者）都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二章第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 被措置児童等虐待の防止等
第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事す

る者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影

響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関(以下この節において「都道府県の行政機関」という。)、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

施設職員等は、第一項の規定による通告を

したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは

第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べ

べることができる。

都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

「第三章 事業及び施設」を「第三章 事業、養育里親及び施設」に改める。

第三十四条の三第一項中「を行う」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う」に改め、同条第三項中「を廃止し」を「又は小規模住居型児童養育事業を廃止し」に改める。

第三十四条の四第一項中「を行う」を「若しくは小規模住居型児童養育事業を行う」に改める。

第三十四条の五中「を行う」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う」に改める。

第三十四条の六中「相談支援事業」の下に「小規模住居型児童養育事業」を加え、「又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項」を「第二十七条第一項第二号若しくは第三号又

は第三十三条の六第一項に改める。

第三十四条の八の次に次の八条を加える。

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる。

地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十二 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

ればならない。

第三十四条の十三 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る乳児若しくは幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十四 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親とすることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならない。

第三十四条の十六 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他の養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十四条の二第一項中、「母子家庭その他の家庭、地域住民その他のからの相談」を「に関する家庭その他のからの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするもの」に改め、「ともに」の下に、「市町村の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うほか」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十四条の三 第六条の二各項に規定する事

業を行う者、里親及び児童福祉施設(指定知的障害児施設等を除く。)の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十七条第二項中「児童福祉施設の長の下に」その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者」を加える。

第四十八条中「児童自立支援施設の長」の下に「その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者」を加える。

第四十九条中「及び放課後児童健全育成事業」を「放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業」に改める。

第五十条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

第五十一条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用
第五十三条中「から第七号まで」を「から第九号まで」に改める。

第五十六条第二項中「第七号及び第七号の二」を「及び第七号から第七号の三まで」に改める。

第六十一条の三中「第十八条の八第四項」を「第十一条第五項、第十八条の八第四項」に、

「第二十一条の十二又は第二十五条の五」を「第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四」に改める。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一項を加える。

この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

第六条の三第二項中「第三十四条の十四」を「第三十四条の十八」に改める。

第八条第四項中「特別区の区長を含む。以下同じ。」を削る。

第二十四条第一項ただし書中「付近に保育所がない」を「保育に対する需要の増大、児童の数の減少」に改め、「あるときは、」の下に「家庭的保育事業による保育を行うこと」を加え、同条第二項中「(以下「保育の実施」という。)」を削

り、同条第三項中「の実施」を「を行うこと」に改め、同条第四項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)」に改める。

第三十二条第三項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第三十四条の十六を第三十四条の二十とし、第三十四条の十五を第三十四条の十九とし、第三十四条の十四を第三十四条の十八とし、第三十四条の十三の次に次の四条を加える。

第三十四条の十四 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十五 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十六 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問さ

せ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十七 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十六条の二中「保育の実施の」を「保育所における保育を行うこと」に、「保育の実施等

のため」を「助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うこと」に改める。

第四十九条中「及び小規模住居型児童養育事業」を「小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業」に改める。

第五十条第六号の二中「の実施に要する」を「を行うことに要する」に、「保育の実施につき」を「保育所における保育を行うことにつき」に改める。

第五十一条第三号及び第四号中「の実施」を「を行うこと」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 家庭的保育事業の実施に要する費用
第五十三条中「から第九号まで」を「から第十号まで」に改める。

第五十六条第三項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第五十六条の八第五項及び第五十六条の九第六項中「設置者」の下に「家庭的保育者」を加える。

(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

第三条 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「のつとり」の下に「相互に連携を図りながら」を加える。

第七条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 次条第一項の市町村行動計画において、

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たつて参酌すべき標準

第八条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条第四項中「」による届出」の下に「又は第三項の規定による公表」を、「当該届出」の下に「又は公表」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

表示するよう努めなければならない。
第十二条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

第十三条中「前条第一項又は第三項」を「第十二条第一項又は第四項」に改める。
第十八条中「第三項」を「第四項」に改め、「の策定」の下に、「公表若しくは労働者への周知」を加える。

第十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。
4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければ

ならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

第二十二条の見出しを「(主務大臣等)」に改め、同条第二項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

第四条 次世代育成支援対策推進法の一部を次のように改正する。

第七条第二項第三号中「第二十四条第二項」を「第二十四条第四項」に改める。

第八条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条第一項中「子育ての支援」の下に、「保護を要する子どもの養育環境の整備」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することそ

の他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条第一項中「三百人」を「百人」に改め、同条第四項中「三百人」を「百人」に改め、「(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)」を削る。

第十六条第一項中「中小事業主が」を「一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(以下この項及び次項において「中小事業主」という。))」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第五条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「又は子育て短期支援事業」を「子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二條の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日

四 第四條中次世代育成支援対策推進法第十二條及び第十六條の改正規定並びに附則第八條の規定 平成二十三年四月一日

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の児童福祉法第六條の三に規定する里親である者第一條の規定による改正後の児童福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第三十四條の十五第一項各号のいずれかに該当する者を除く。については、この法律の施行の日から起算して一年間に限り、新法第六條の三第二項に規定する養育里親とみなす。ただし、当該者が同日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第四條 この法律の施行の際現に新法第六條の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉法第六十九條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月とあるのは、」児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して三月」とする。

2 この法律の施行の際現に新法第六條の二第七

項に規定する一時預かり事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について新法第三十四條の十一第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内」とする。

3 この法律の施行の際現に新法第六條の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四條の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内」とする。

4 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の児童福祉法第二十七條第七項の規定により同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を受けている者は、この法律の施行の日に新法第三十三條の六第一項の規定により都道府県又は児童自立生活援助事業を行う者(都道府県を除く。)が同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行っている者とみなす。

第五條 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に第二條の規定による改正後の児童福祉法第六條の二第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村について同法第三十四條の十四第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福

祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一月以内」とする。

(二) 一般事業主行動計画の公表に関する経過措置
第六條 第三條の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二條第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二條第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(二) 一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置
第七條 新法第十二條の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二條第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二條の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二條第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(二) 一般事業主行動計画の届出に関する経過措置
第八條 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二條第一項に規定する一般事業主が第四條の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二條第四項の規定により届け出た一般事業

主行動計画(附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四條の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二條第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)
第九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)
第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第八号及び第二百九十二條第一項第八号中「第六條の三」を「第六條の三第一項」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)
第十一條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第二号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 児童福祉法の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)
第十二條 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「児童自立生活援助事業」の下に「及び小規模住居型児童養育事業」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十四号中「第六条の三」を「第六条の三第一項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の二十一の次に次の一号を加える。

二十の二十二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十号)

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第十六条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「第三十三条の六」を「第三十三条の七」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第二十四条第一項」を「第二十四条第四項」に改める。

第十三条第二項の表第四十六条の二の項中

「保育の実施の」を「保育所における保育を行うこと」の「に」、「保育の実施等のため」を「助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うこと」に改め、同表第五十六条第八項の項中「保育の実施」を「私立認定保育所における保育を行うこと」に改め、同条第四項中「第二項の規定により読み替えられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施」を「私立認定保育所における保育を行うこと」に改める。

投票者氏名

日程第二 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
一川 保夫君 犬塚 直史君
岩本 司君 植松恵美子君
梅村 聡君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 尚子君 大石 正光君
大河原雅子君 大久保 勉君
大久保潔重君 大島九州男君
大塚 耕平君 岡崎トミ子君
加賀谷 健君 加藤 敏幸君

風間 直樹君 金子 恵美君
神本美恵子君 亀井亜紀子君
亀井 郁夫君 川合 孝典君
川崎 稔君 木保 佳文君
喜納 昌吉君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 郡司 彰君
小林 正夫君 行田 邦子君
輿石 東君 今野 東君
佐藤 公治君 佐藤 泰介君
櫻井 充君 自見庄三郎君
芝 博一君 島田智哉子君
下田 敦子君 主濱 了君
榛葉賀津也君 鈴木 寛君
鈴木 陽悦君 田中 康夫君
田名部匡省君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 武内 則男君
谷 博之君 谷岡 郁子君
千葉 景子君 谷川 マサヒ君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
外山 斎君 徳永 久志君
轟木 利治君 富岡由紀夫君
友近 聡朗君 那谷屋正義君
内藤 正光君 直嶋 正行君
中谷 智司君 中村 哲治君
長浜 博行君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 長谷川憲正君
白 眞勲君 林 久美子君
姫井由美子君 平田 健二君
平野 達男君 平山 幸司君
広田 一君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤末 健三君

藤田 幸久君 藤谷 光信君
藤本 祐司君 藤原 正司君
藤原 良信君 舟山 康江君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
松井 孝治君 松浦 大悟君
松岡 徹君 松野 信夫君
円 より子君 水岡 俊一君
水岡 俊一君 峰崎 直樹君
室井 邦彦君 森 ゆうこ君
森田 高君 策瀬 進君
柳澤 光美君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
横峯 良郎君 吉川 沙織君
米長 晴信君 蓮 舩君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
秋元 司君 浅野 勝人君
有村 治子君 石井 準一君
石井みどり君 泉 信也君
磯崎 陽輔君 市川 一朗君
岩城 光英君 岩永 浩美君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 神取 忍君
川口 順子君 河合 常則君
木村 仁君 岸 宏一君
岸 信夫君 北川イッセイ君
小池 正勝君 小泉 昭男君
鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君

坂本由紀子君	椎名 一保君	松 あきら君	山口那津男君	風間 直樹君	金子 恵美君	藤末 健三君	藤田 幸久君
島尻安伊子君	末松 信介君	山下 栄一君	山本 香苗君	神本美恵子君	亀井亜紀子君	藤谷 光信君	藤本 祐司君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	山本 博司君	渡辺 孝男君	亀井 郁夫君	川合 孝典君	藤原 正司君	藤原 良信君
関口 昌一君	田村耕太郎君	鰐淵 洋子君	荒井 広幸君	川上 義博君	川崎 稔君	舟山 康江君	前川 清成君
谷川 秀善君	塚田 一郎君	大江 康弘君	松下 新平君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	前田 武志君	牧山ひろえ君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	山東 昭子君	田中 直紀君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	増子 輝彦君	松井 孝治君
中川 義雄君	中曽根弘文君			郡司 彰君	小林 正夫君	松浦 大悟君	松岡 徹君
中村 博彦君	中山 恭子君	反對者氏名	一三名	行田 邦子君	奥石 東君	松野 信夫君	岡 より子君
二之湯 智君	西島 英利君	井上 哲士君	市田 忠義君	今野 東君	佐藤 公治君	水戸 将史君	水岡 俊一君
西田 昌司君	野村 哲郎君	紙 智子君	小池 晃君	佐藤 泰介君	櫻井 充君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君
南野知恵子君	長谷川大紋君	大門実紀史君	仁比 聡平君	自見庄三郎君	芝 博一君	森 ゆうこ君	森田 高君
橋本 聖子君	林 芳正君	山下 芳生君	福島みずほ君	島田智哉子君	下田 敦子君	築瀬 進君	柳澤 光美君
藤井 孝男君	古川 俊治君	渕上 貞雄君	又市 征治君	主演 了君	榎葉賀津也君	柳田 稔君	山下八洲夫君
牧野たかお君	舩添 要一君	山内 徳信君	糸数 慶子君	鈴木 寛君	鈴木 陽悦君	山根 隆治君	横峯 良郎君
松田 岩夫君	松村 祥史君	川田 龍平君		田中 康夫君	田名部匡吉君	吉川 沙織君	米長 晴信君
松村 龍二君	松山 政司君			高嶋 良充君	高橋 千秋君	蓮 舫君	愛知 治郎君
丸川 珠代君	丸山 和也君			武内 則男君	谷 博之君	青木 幹雄君	秋元 司君
水落 敏栄君	溝手 顕正君			谷岡 郁子君	千葉 景子君	浅野 勝人君	有村 治子君
森 まさこ君	矢野 哲朗君			ヰルマ・マルテ君	津田弥太郎君	石井 準一君	石井みどり君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	足立 信也君	相原久美子君	辻 泰弘君	外山 斎君	泉 信也君	磯崎 陽輔君
山田 俊男君	山谷えり子君	青木 愛君	浅尾慶一郎君	徳永 久志君	轟木 利治君	市川 一朗君	岩城 光英君
山本 一太君	山本 順三君	家西 悟君	池口 修次君	富岡由紀夫君	友近 聡朗君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	一川 保夫君	犬塚 直史君	那谷屋正義君	内藤 正光君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君
義家 弘介君	若林 正俊君	岩本 司君	植松恵美子君	直嶋 正行君	中谷 智司君	岡田 広君	荻原 健司君
脇 雅史君	荒木 清寛君	梅村 聡君	小川 勝也君	中村 哲治君	長浜 博行君	加治屋義人君	加納 時男君
魚住裕一郎君	浮島とも子君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	神取 忍君	川口 順子君
加藤 修一君	風間 昶君	大石 尚子君	大石 正光君	長谷川憲正君	白 眞勲君	河合 常則君	木村 仁君
草川 昭三君	木庭健太郎君	大河原雅子君	大久保 勉君	林 久美子君	姫井由美子君	岸 宏一君	岸 信夫君
澤 雄二君	白浜 一良君	大久保潔重君	大島九州男君	平田 健二君	平野 達男君	北川イツセイ君	小池 正勝君
西田 実仁君	浜田 昌良君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	平山 幸司君	広田 一君	小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
浜四津敏子君	弘友 和夫君	加賀谷 健君	加藤 敏幸君	広中和歌子君	福山 哲郎君	佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君

佐藤 正久君	坂本由紀子君
椎名 一保君	島尻安伊子君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
田村耕太郎君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中曾根弘文君	中村 博彦君
中山 恭子君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 昌司君
野村 哲郎君	南野知恵子君
長谷川大紋君	橋本 聖子君
林 芳正君	藤井 孝男君
古川 俊治君	牧野たかお君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森 まさこ君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
西田 実仁君	浜田 昌良君
浜四津敏子君	弘友 和夫君

松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 博司君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
近藤 正道君 福島みずほ君
洲上 貞雄君 又市 征治君
山内 徳信君 荒井 広幸君
大江 康弘君 松下 新平君
糸数 慶子君 川田 龍平君
山東 昭子君 田中 直紀君

反対者氏名

○名

河川事業における予防的対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十一月十三日

姫井由美子

参議院議長 江田 五月殿

河川事業における予防的対策に関する質問主意書

治水予算が減り続ける一方で水害が近年頻発していることにより、同予算に占める大規模な被災箇所への事後的対策投資の割合が増加している。その結果、災害予防対策への投資額は減少せざるを得なくなっている。こういった事態を改善しなければ、事後的対策投資の割合が今後も増加してい

き、河川の洪水・氾濫等による水害を予防する対策(以下「予防的対策」という。)への予算が圧迫されていくという悪循環に陥っていかざるを得ない。

こうした状況を踏まえ、以下質問する。

一 平成二年度以降、政府が、予防的対策に投資した額の推移を示されたい。

二 予防的対策予算の重要性について、政府の認識を明らかにされたい。

三 公共事業予算が年々削減されていく中で、予防的対策に必要な予算を確保するための努力はなされているのか。また、なされているとしたら、どのような努力がなされているか示されたい。

右質問する。

平成二十年十一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣

参議院議長 江田 五月殿

河村 建夫

参議院議員姫井由美子君提出河川事業における予防的対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員姫井由美子君提出河川事業における予防的対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政府が、予防的対策に投資した額」の意味するところが必ずしも明らかではない

が、平成二年度から平成二十年度までの各年度の当初予算における河川改修に係る事業費のうち、水害による大規模な被災箇所への対応に関するものを除いた額は、平成二年度が約八千六百八十四億円、平成三年度が約八千八百八十一億円、平成四年度が約九千七百七十億円、平成五年度が約九千六百二十六億円、平成六年度が約九千九百三十七億円、平成七年度が約一兆二百三十五億円、平成八年度が約一兆三百六十六億円、平成九年度が約一兆百九十九億円、平成十年度が約八千九百三十三億円、平成十一年度が約八千五百五十億円、平成十二年度が約八千四百五十八億円、平成十三年度が約八千三百四十八億円、平成十四年度が約七千七百七十億円、平成十五年度が約六千八百四十六億円、平成十六年度が約六千二百九十九億円、平成十七年度が約六千二百五十五億円、平成十八年度が約五千三百七十四億円、平成十九年度が約五千十二億円、平成二十年度が約四千八百三十七億円である。

二について

国土交通省としては、河川の洪水等による水害が発生した場合には、住民の生命及び財産が失われるおそれがあるとともに、地域の社会経済活動等に多大な影響を与えることが想定されることから、水害を事前に防ぐための対策(以下「水害予防対策」という。)に関する予算は、重要であると認識している。

三について

国土交通省としては、水害予防対策に関する予算については、事業の重点的、効果的かつ効率的な推進に努めるとともに、近年に発生した

大規模な水害による被害額を、水害予防対策がとられていた場合に想定される被害額と対比することにより、その対策の効果を示す等、水害予防対策をとることの重要性について国民の理解が得られるよう努めているところであり、引き続き、当該予算の確保に努めてまいりたい。

農林中央金庫の経営情報開示に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十年十一月十三日

参議院議長 江田 五月殿
藤末 健三

農林中央金庫の経営情報開示に関する質問主意書

私が先に提出した「金融機能強化法の見直しにより新たに国による資本参加の対象となる農林中央金庫の経営に関する質問主意書」(第一七〇回国会質問第七三三号)において、農林中央金庫の役員報酬について質問したところ、その答弁書(内閣参質一七〇第七三三号)の中で「就任後の報酬額については、農林中央金庫が決定する事項であり、政府としてお答えする立場にない。」との回答を得た。しかし、農林中央金庫の経営情報は開示されるべきとの観点から以下質問する。

一 農林中央金庫は農林中央金庫法に基づき設置された特別民間法人であり民間金融機関であるが、同法第八十一条第六項には「農林中央金庫

は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が農林中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とある。役員報酬については、農林中央金庫定款(平成十六年七月十五日)には規定はないが、他の内規等において設定されているのか。同金庫の役員報酬を規定した内規等の存在について政府の承知しているところを明らかにされたい。また、役員報酬の基準についても具体的に示されたい。公表できないのであれば、他の民間法人及び民間金融機関が行っている役員報酬の公表は法的にはそこまで求められていないのか、政府の解釈を明確に示されたい。

二 特別の法律により設立される民間法人について、所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合には、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成十四年四月二十六日閣議決定。以下「指導監督基準」という。)に沿って行うことが基本とされている。指導監督基準では役員報酬について「役員の報酬等(報酬及び退職金をいう。以下同じ。）」は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなつてゐること。また、法人及び所管官庁において、その支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。」と定めている(三―①―⑤)。したがつて、特別の法律により設置される民間法人であ

る農林中央金庫の所管大臣である農林水産大臣は、指導監督基準に基づき同金庫を指導監督する立場にあり、同金庫はそれに従う必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。指導監督基準では、「別に法令で定める場合」や、「7―(1)のただし書に定める法人」については、指導監督基準の例外扱いとされているが、農林中央金庫はいずれかに該当するののか。

また、農林水産省出身の同金庫の理事長の報酬が四千万円と口頭で農林水産省から回答を得たが、この額は省庁の事務次官の報酬が二千万円強となつてゐるのに比し高額すぎるのではないかと、政府の見解を示されたい。

三 総務省が平成十九年十一月二十一日に公表した「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督の状況(平成十八年度)」において、三十七法人の中で唯一農林中央金庫だけが、「役員報酬の支給基準が定められていること」、「役員報酬の支給基準がHPで公表されていること」などを含むすべての基準項目について、一切の情報が公開されていない。その理由について農林水産省は「同金庫に関しては農林中央金庫法による指導監督を行っているが、他の民間金融機関との競争を考慮して」と説明している。しかし、農林中央金庫は公共性を有する事業を展開する金融機関であり、むしろ率先して情報を公開すべきでないか。他の民間金融機関との競争を考慮するとなぜ非公表となるのか、その理由を具体的に説明されたい。

右質問する。

平成二十年十一月二十一日
内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員藤末健三君提出農林中央金庫の経営情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出農林中央金庫の経営情報開示に関する質問に対する答弁書
一について

農林中央金庫の役員報酬額については、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)により、役職ごとの報酬の総額を会員及び債権者に対する閲覧に供すること等とされている。また、民間金融機関の役員報酬額については、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)等により、役職ごとの報酬の総額を株主、会員等及び債権者に対する閲覧に供すること等とされており、農林中央金庫と同様の制度となつてゐる。農林中央金庫の役員報酬については農林中央金庫が決定する事項であり、役員報酬については他の内規等において設定されているかや内規等の存否及び役員報酬の基準について、政府としてお答えする立場にない。

二について
特別の法律により設立される民間法人に対しては、別に法令で定める場合を除き、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成十四年四月二十六日閣議決定。以下「指導監督基準」という。)に沿つて、所

管大臣が指導監督を行うことを基本としているところである。

しかしながら、指導監督基準7(1)ただし書において、「特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行つておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているものについては、本基準にかかわらず、その特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができる」と規定されている。

農林中央金庫は、農林水産業者の協同組合の金融の円滑化を図ることにより、農林水産業の発展に寄与することを目的として、他の金融機関との競争の下、金融業を営んでおり、かつ、経常的な運営経費はすべて自己収入により賄われているところである。

このため、農林水産大臣は、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているところである。

なお、農林中央金庫の理事長の報酬額については、農林中央金庫が決定する事項であり、政府としてお答えする立場にない。

三について

お尋ねの「公共性」の意味が必ずしも明らかではないが、農林中央金庫は、他の民間金融機関と同様の規制に従い、情報公開を行っているところであり、更なる情報開示を行うかどうかは、農林中央金庫が決定する事項であり、政府としてお答えする立場にない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
一 一
一〇 五
円 円